

令和7年2月5日
 政 策 経 営 部
 生活文化政策部
 保健福祉政策部
 子ども・若者部
 都市整備政策部
 道路・交通計画部
 教育委員会事務局

施設使用料等の見直しに伴う条例の一部改正について

1 主旨

施設使用料等の見直しにあたっては、令和6年11月の5常任委員会で「施設使用料等の見直しの考え方について」に基づき、改定検討対象とした施設の使用料等の改定額の案を報告し、その後、区民意見募集を実施したところである。

この度、令和7年10月に施設使用料等の改定を実施するため、各所管部より、令和7年区議会第一回定例会に関連条例案を提案する。

2 見直し施設及び改正条例

施設	条例	条例所管部
地区会館 区民集会所	世田谷区立地区会館条例	総合支所
スカイキャロット展望ロビー	世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例	世田谷総合支所
区民斎場	世田谷区立区民斎場条例	烏山総合支所
玉川総合支所駐車場 砧総合支所駐車場	世田谷区立駐車場条例	総務部
空き時間利用施設 陶芸室及び陶芸窯室	世田谷区行政財産使用料条例	財務部
敬老会館 高齢者集会所	世田谷区立敬老会館条例	生活文化政策部
ひだまり友遊会館	世田谷区立ひだまり友遊会館条例	
健康増進・交流施設	世田谷区立健康増進・交流施設条例	
世田谷美術館 世田谷美術館分館	世田谷区立世田谷美術館条例	
世田谷文学館	世田谷区立世田谷文学館条例	
文化生活情報センター	世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例	
男女共同参画センター	世田谷区立男女共同参画センター条例	

施設	条例	条例所管部
富士山ビレジ 中野ビレジ	世田谷区区民健康村条例	生活文化政策部
区民会館	世田谷区立区民会館条例	地域行政部
区民センター	世田谷区立区民センター条例	
大蔵運動場 二子玉川緑地運動場	世田谷区立総合運動場条例	スポーツ推進部
大蔵第二運動場	世田谷区立大蔵第二運動場条例	
千歳温水プール	世田谷区立千歳温水プール条例	
地域体育館 地区体育室	世田谷区立地域体育館・地区体育室条例	
ファミリー農園	世田谷区立区民農園条例	経済産業部
保健医療福祉総合プラザ	世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例	保健福祉政策部
保健センター（運動指導室）	世田谷区立保健センター条例	
障害者休養ホーム（ひまわり荘）	世田谷区立障害者休養ホーム条例	障害福祉部
池之上青少年交流センター 野毛青少年交流センター 希望丘青少年交流センター	世田谷区立青少年交流センター条例	子ども・若者部
世田谷公園 羽根木公園 玉川野毛町公園 次大夫堀公園 二子玉川公園	世田谷区立公園条例	みどり３３推進担当部
多摩川玉堤広場	世田谷区立多摩川玉堤広場条例	
ミニＳＬ	世田谷区立ミニＳＬ条例	
自転車等駐車場	世田谷区自転車条例	土木部
小学校 中学校	世田谷区立学校施設使用条例	教育委員会事務局
図書館（プラネタリウム）	世田谷区立図書館条例	
郷土資料館（集会室）	世田谷区立郷土資料館条例	

3 施設ごとの使用料等改定額案（令和6年11月11日・12日5 常任委員会報告）からの変更

（1）区民斎場

令和7年4月1日から実施する葬儀以外での利用について、令和7年10月1日以降の料金を改定する。

区分	午前9時から正午まで	午後0時30分から午後2時30分まで
式場	1,100 円	800 円
洋室	500 円	400 円

（2）玉川・砧総合支所駐車場

周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、利用時間枠及び改定額案を下表のとおり変更する。

区分	現行		改定額案			
	利用時間枠・料金	(参考) 1時間利用した場合の料金	当初		変更後	
			利用時間枠・料金	(参考) 1時間利用した場合の料金	利用時間枠・料金	(参考) 1時間利用した場合の料金
玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間10分までごと100円	600円	入場から退場までの時間10分までごと120円	720円	入場から退場までの時間8分までごと100円	800円
砧総合支所駐車場	入場から退場までの時間15分までごと100円	400円	入場から退場までの時間15分までごと120円	480円	入場から退場までの時間10分までごと100円	600円

（3）世田谷美術館・文学館

生活保護受給者の料金区分を新設し、高齢者・障害者と同様に一般料金から減免した料金とすることとしていたが、世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例の基本理念を踏まえ、世田谷区第4期文化・芸術振興計画に掲げる「誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実」の取組みとして、生活保護受給者の観覧料を免除するよう変更する。

（4）庭球場（大蔵運動場、大蔵第二運動場、世田谷・羽根木・玉川野毛町公園）

周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、庭球場の改定率を、公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合の約2分の1の割合へと変更する。

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額案	
			当初 (改定率13.5%)	変更後 (改定率7%)
平日	1面1時間以内	1,440円	1,630円	1,540円
土日祝	1面1時間以内	1,720円	1,950円	1,840円

4 区民意見募集の実施結果

別紙のとおり。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月 区のおしらせ（区民意見募集結果の公表）

区議会第一回定例会

4月 区のおしらせ（料金改定周知）

10月 新料金適用（一部の施設を除く）

「施設使用料等の改定案について」に対する
区民意見募集の実施結果について

1 主旨

施設使用料等の見直しの考え方に基づき、改定額の案を取りまとめ、区民意見募集を実施したため、実施結果と区の考え方について報告する。

2 実施期間

令和6年11月15日（金）～12月6日（金）

3 周知方法

区のおしらせ「せたがや」令和6年11月15日号、区ホームページ、けやきネット、施設使用料等改定対象施設（一部の施設を除く）への閲覧用資料の備え置き、など

4 意見提出人数及び件数

（1）提出人数 116人

【内訳】区ホームページ106人、FAX6人、郵送2人、持参2人

（2）提出件数 116件

分類	件数
見直し賛成、概ね賛成	4
見直し反対	86
うち施設全般	(35)
うち区民集会施設	(1)
うち公園・スポーツ施設	(50)
見直しの考え方	9
その他要望	17
合計	116

5 主な意見の概要

（1）見直し賛成、概ね賛成【4件】

- ・ふるさと納税で減収の中、使用場所の受益者負担が増えるのは止むを得ないこと。子どもや子育て家庭に配慮した変更も良いと思う。
- ・昨今の価格高騰の波は様々な箇所で多大な影響があり、それに伴う改定をしようという流れは仕方が無いが、経費削減にも併せて取り組んでほしい。

（2）見直し反対（施設全般）【35件】

- ・物価高騰に伴い、区民生活も大変になっている中で値上げすべきではない。区民は税金を納めているので、公共料金の値上げは抑制的であるべきである。
- ・前回値上げしたばかりであり、値上げする前に、施設の管理運営経費や公共工事の見直しなど、経費削減に取り組むべきである。

【別紙】

(3) 見直し反対（区民集会施設）【1件】

- ・健康増進・交流施設の交流室、多目的室の改定理由に、貸室利用率が低いためとあるが、その要因として、当該施設は使用日の2か月前以降にやむを得ず、キャンセルすることとなった場合、キャンセル料が100%発生するため、その支払うリスクが高いことだと考える。

(4) 見直し反対（スポーツ施設）【50件】

- ・テニスコートの料金について、他区と比較しても高額であり、改定は反対である。
- ・テニスコートやトレーニングルームなど室場の値上げに加え、駐車場まで値上げすることは反対である。

(5) 見直しの考え方【9件】

- ・一般料金と高齢者料金の差が乖離し過ぎているので、もっと高齢者料金を値上げすべきである。
- ・施設使用料等を一律に上げるのではなく、区民と区民以外の料金設定に差を設けるべき。

(6) その他要望【17件】

- ・総合支所の駐車場料金について、近隣の駐車場と比較して安すぎると思う。また、10円単位での料金設定では支払いが煩雑となるので、料金設定は100円単位に変更してほしい。
- ・けやきネットの利便性向上にも取り組んでほしい。特に、当日キャンセルは電話のみの受付となっているが、Webでも受付できるようにしてほしい。

「施設使用料等の改定案について」 意見及び区の考え方について

No.	意見内容	件数	区の考え方
	見直し賛成、概ね賛成	4	
1	ふるさと納税で減収の中、使用場所の受益者負担が増えるのは止むを得ないこと。子どもや子育て家庭に配慮した変更も良いと思う。		改定案に基づき見直しを行うとともに、引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいります。
2	昨今の価格高騰の波は様々な箇所で多大な影響があり、それに伴う改定をしようという流れは仕方が無いとも思えます。 しかし一方で、公共施設は区民が気軽に利用し、地域の交流や健康増進の為に活用できる大事な場所です。 利用料が高くなればこれまでより利用しづらくなり、特に年金等で生活されている皆さんにとっては現在の生活を維持していくだけでも大変な中、かなり厳しくなってしまうと思います。それに伴い、外出の機会が減ったり、人との交流が無くなってしまうなどの弊害も考えられ、健康的な生活が大きく変わってしまう事でしょう。ここでも格差が生み出されていく事になりかねません。 お隣の狛江市では、区民と区外の利用料を変えるなど工夫をされているようです。 設備はメンテナンス等で運営費がかかるので、その点を見直すのも一つかと思えます(実際にテニスコートの利用料は、世田谷区はかなり高い設定になっています)。 「施設使用料」という一面だけ見るのではなく、区民がその機会を利用しやすい状況を維持する事により、心身の健康が増進され、区民がここに住み続けたいと思えるようなシステム作りをトータルで考えて頂けると助かります。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、利用を妨げるような急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。 ご意見のとおり、施設機能や区民サービスを維持、発展させるためには、使用料の引き上げによってのみ実現できるものではなく、経費削減や増収の取組についても併せて取り組む必要があるため、いただいたご意見を今後の施設使用料等の見直しの参考とさせていただきます。
3	いつも用賀中学校格技室と月に一回程度総合運動場武道場を使用しております。値上げについては、物価高騰で仕方がない面があると思います。 一コマあたりの時間を、例えば総合運動場であれば、3時間から2時間にするなど、見た目に安く見せることもありかな、とも思います。		利用時間の設定をはじめとする施設の運用については、これまで利用者の皆様の個々のご事情等から様々なご意見をいただいております。より多くの方々にとって使いやすいものとなるよう配慮をしながら、必要に応じて見直し等を図ってまいりました。 引き続き、区民の皆さまのご意見を踏まえ、使いやすい施設となるよう機会を捉えて検討していきたいと考えており、今回いただいたご意見につきましても、その際の参考として活用させていただきます。
4	日頃、大蔵第2運動場の施設を利用し、テニス、ゴルフ練習をして健康増進に努めています。 こちらの施設を利用させて頂き、健康の維持に大いに役立っております。 今般の価格改定、物価上昇に連れた施設管理費用増加によるとのことで、やむない事と思いますが、年金生活者にとっては、こちらも値上げかと残念な思いです。 そこで、以下ご提案いたします。 ① 極力値上げ幅の圧縮をお願いします。 近隣の川崎市や横浜市に比べ高い水準になっている現状を踏まえても、値上げ幅の引き下げをご検討ください。 ② 65歳以上の高齢者向け料金の仕組みをテニスコート、ゴルフ練習場などにも導入する。 いくつかの施設では実施されており、これを拡大。高齢者の健康増進、健康寿命の長期化につながるものと思います。 せめて、高齢者に対しては値上げの対象としないよう、切にお願いいたします。		① 改定の圧縮について テニスコートの利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すことといたします。 ・当初案でお示した改定率⇒13.5%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%を適用) ・見直し後の改定率⇒7%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用) 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ② 高齢者向け料金の対象の拡大について 高齢者(65歳以上の方)の個人利用では、高齢者のスポーツを通じた社会参加の意義をふまえ、各スポーツ施設の温水プール、トレーニングルーム等において、これまで一般よりも低額な料金を設定しております。今回の見直しでは、これを拡大し、新たに各公園施設の洋弓場、大蔵運動場の陸上競技場、武道場、弓道場、エアーライフル場等や、大蔵第二運動場のゴルフ練習場、尾山台地域体育館の個人利用にも広げることとしておりますので、改定内容をご確認いただきますようお願いいたします。 なお、これらの見直しに加え、テニスコートをはじめとする団体利用施設について、さらに高齢者団体を対象とした割引制度を導入することにつきましては、団体登録制度のあり方を見直す必要があるとともに、区民全体の税負担と施設利用者の受益者負担のバランスなどの観点から、現状では広く区民の皆さまのご理解を得ることは困難であると考えておりますことから、今後の検討課題とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
見直し反対		86	
施設全般		35	
5	区民利用施設使用料の見直しについて、「区のお知らせ せたがや」で拝見しました。温水プールや美術館など、個人的にも頻繁に活用していたので、今回の値上げは残念です。燃料費などが高騰しているという状況は理解しますが、それに伴い全ての物価が高騰している中で、公共の施設使用料も値上げしてしまうのは、生活の苦しさに直結します。特に子ども達の使用料を設ける、値上げしてしまうことは彼らが芸術やスポーツに触れる機会を減らしてしまうことに繋がると思い、反対です。どうかもう一度考え直して欲しいと思います。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
6	施設の使用料金の値上げは絶対に反対です。区は区民の健康維持、仲間との交流によつての幸せについて、どのように考えているのでしょうか。施設の使用料金をあげることで、今まで健康を維持してきたことの回数を減らさなければいけないことに繋がります。区民の幸せのために、施設の使用料金の値上げは絶対に反対です。		No.5と同じ
7	諸物価が値上がりして区民の生活も大変になっている現在、施設利用料金を値上げすべきではないと思います。区民は税金を納めていますので、公共料金の値上げは抑制的であるべきです。		No.5と同じ
8	値上げなんてありえない。 住民税などの税金を存分に使ってもっと安く運用すべき。理想は、全ての施設を無料で開放する事。		No.5と同じ
9	留まることのない物価上昇の最中、区民の集い、趣味を分かち合う場となっている施設まで値上げとは。断固反対致します。		No.5と同じ
10	価格表を拝見しましたが、いきなり二割強の値上げは驚きました。これは何を根拠に値上げされたのでしょうか？明示していただきかったです。 今回はけやきネットに加盟して二度目の値上げですが、前回に比べてもかなり割高感があります。 活動内容を吟味し、他区施設の利用も視野に入れて検討したいと思います。		No.5と同じ
11	音楽練習で施設（主に地区会館）を利用させていただいております。いつもありがとうございます。 今回の施設使用料の改訂案を拝見しました。 様々な事情での改訂案だと重々承知しておりますが、正直なところ、苦しいです。物価上昇に伴い、生きることに関わる全てのものが値上がりしました。 我々の収入は上がっていません。むしろ人件費の削減で、減収になりました。如実に生活が苦しくなりました。 そんな生活のなかで、施設での文化芸術に触れられる時間はとても貴重で、生きる活力につながっています。あの価格で利用させていただけていて、本当に感謝しています。私たちの団体以外の方々も、きっと同じだと思います。 どうか使用料の改訂を見直していただけないでしょうか。 何卒、よろしくお願い申し上げます。		No.5と同じ
12	今、どんどんボールを使って遊べる公園がなくなり、運動できる環境が減っている中、体育館等の使用料金が上がれば、さらに子供達が運動できる環境がなくなっていくます。そして、日本のスポーツ界が衰退していくのは、大反対です。運動の機会を、子供も、大人も減らす事は、結果的に健康が損なわれ、医療費負担が増えていく、全く不合理な考えです。 値上げは、絶対に反対です。スポーツ、文化に、世田谷区はもっとお金をかけるべきです。		No.5と同じ
13	値上げせず、人件費を減らすよう取り組んでほしい。		No.5と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
14	施設利用料金値上げについて、現状料金継続をお願いします。烏山北体育館は地域住民が安価で交流できる貴重な施設です。 10年ほど前より北烏山体育館でエアロビクスレッスンに参加していますが、子育て中の忙しい時間の中で唯一気分転換ができる貴重な時間となりました。 主催者の先生がレッスン代を低く設定してくださるお陰で、幅広い年齢層の地域の皆さんが健康維持し、運動を継続できています。 先生もこちらのレッスン継続にいつも懸命に働いてくださっておりますが、我々に参加者にとっても欠かせない場となっています。施設料金が値上げとなると継続が難しい状況とも聞いております。 今後も地域施設について、利用料金の値上げはせず現状の継続してください。 どうかよろしく願いいたします。		No.5と同じ
15	いつも大蔵第2、総合運動場のテニスコートを使わせていただいています。 公共運動場は、他の区に比べて高く、区民、高齢者の健康を考慮していただけたら、これ以上の値上げは考えられません。 ふるさと納税の減収は他で補填していただきたいです。		No.5と同じ
16	いつも施設をご利用させていただきありがとうございます。施設の方も優しい方ばかりでとても快適に使用させていただいております。 料金改正案の件ですが、我々は普段区民センター、区民会館、区民集会所を中心に利用してます。 現在は安価な金額で、とてもありがたく思ってます。 できれば現在の金額を我々は希望いたします、ご意見ご参考にしていただければ幸いです。		No.5と同じ
17	区報による施設利用料金見直しに対する意見。 物価高騰などの全てが値上がりの中、利用料金がほとんど上がることは反対です。例えば、自転車置き場が200円になったら図書館に入りたくても何時間もいないのにもったいないです。音楽室料金も高くなったら経済的に習い続けなくなることもある。文化的な世田谷ですし、この誇りを保ち続けたいのです。革新区政に見直しを求めます。		No.5と同じ
18	世田谷区の公共施設すべて使用料が上がるのには驚きました。毎日使用している駐輪場や、文化活動に欠かせない集会室、葬祭所までほんとうに困ります。コロナで活動が停滞している団体、障がい者、高齢者、生活に困難を抱えている区民にとって大きな負担です。値上げはやめてください。		No.5と同じ
19	いつも体育館、武道場、トレーニングルーム、プールなど世田谷区の施設は積極的に家族全員使用させてもらってます。 毎日のように利用させてもらっておりますので、全ての利用料金が軒並み上がってしまうのはとても残念です。 現状維持でお願いしたいです。		No.5と同じ
20	合唱の練習のため、けやきネットを通じて地区会館や小学校を使わせていただいております。 週に2、3回の全体練習に加えて個人練習のために平日ほぼ毎日利用しております。 カラオケでは費用がかかってしまう中で2時間200円で利用できる地区会館により、練習時間の確保ができております。 利用回数が多いため、私にとって増額は結果的に大きな負担となってしまいます。 物価上昇など運営において苦しい状況があるのは想像がつきますが、どうぞ利用者の使いやすさについてもご理解いただきたく思います。 よろしく願いいたします。		No.5と同じ
21	区民利用施設の使用料等の見直しについて。地区会館と野毛公園のテニスコートを利用している者です。年金生活しながら体力維持の為施設を利用させていただいています。 使用料が高くなりますと利用できなくなります。どうか高い料金でなく年金で支払える金額でお願い致します。		No.5と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
22	いつも学習会、スポーツ、音楽などで施設を使わせていただいております。地域のみなさんとのつながりができていることは有意義でうれしく思っています。この度、使用料金改定案が出されました。利用料金が高くなると、参加費も値上げとなるでしょう。年金生活者にとってはとても厳しく参加することも考えざるを得なくなります。諸活動の参加により地域のみなさんと生き生きと暮らしていくために料金の値上げには反対です。		No.5と同じ
23	お願いします！！ しせつ使用料の値上げはやめて下さい。物価が高すぎて、生活していくだけでも大変なんです。唯一楽しい自主グループ活動まで値上げされた生きていけません！庶民を苦しめないで。		No.5と同じ
24	区民利用施設は社会教育団体が多く利用し、世田谷の地域社会の健康増進と市民の健全育成のために貢献する施設となっており、受益者負担を強制すべきではないと考えます。東京の各市区町村で利用料にバラツキがあり、高負担は問題です。引き下げて限りなく無料に近づけていただきたいと思います。		No.5と同じ
25	他の市区町村と比較して、現時点でも高い利用料となっている状況。さらなる価格改訂は理解に苦しみます。都度利用も高いが月額利用料は民間よりも高額、こちらはさらに理解に苦しみます。		施設によっては、世田谷区の使用料等よりも安価な自治体があることは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところ。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
26	使用料値上げに断固反対します 平成30年比で維持管理費の増加を値上げ算出の根拠とされているようですが、そもそも世田谷区の施設使用料は従来から高すぎる 隣接の杉並区や東京都の使用料を比較検討し 使用料の妥当性を検証し開示すべきではないか 例えばテニスコート代は平日1時間の場合、杉並区は750円、東京都は1,300円 一方で世田谷区は現状1,440円 値上げ案では1,630円になります 杉並区と比べ現状1.92倍 値上げ後は実に2.17倍となります 洋弓場の使用料も他の区や市と比べて高すぎる、65歳以上の新規枠設定は是とするが三鷹市では以前から対応中です		No.25と同じ
27	いつも運動施設を気持ち良く使わせて頂いてますが、他市区町村に比べると、値段設定が高いです。それなのに更なる値上げとは驚きます。区役所立替の建築会社との齟齬や、ふるさと納税の100億円超流出など、大きな単位のお金で対策をしなくてはいけない事項が優先されるべきです。取りやすいからと言って、何も将来に向けて健康寿命を伸ばそうと日々身体を動かしている人から小銭を取ろうとする政策は間違っていると思います。		No.25と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
28	何もかも高騰して、大変困っています。公共の施設なので、税金でまかなえないのでしょうか？以前、国分寺市の施設を無料でかりていました。三鷹市のコミセンや公会堂、消費者活動センターなど、全て無料で借りる事が出来るのですが、なぜ？世田谷区では、このように高いのでしょうか？		限られた財源の配分は、自治体によって考え方が異なるという背景もあり、他自治体(たとえば三鷹市)に世田谷区が倣うことができるかどうかを検討する場合は、公共施設だけではなく他のあらゆる行政サービスを比較する必要があると考えております。 施設の使用料等について、無料としている自治体があることは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところと、限られた財源の中で施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 しかし、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料等の引き上げによってのみ実現できるものではなく、限られた財源の中で、より少ない経費で施設運営できるよう、経費削減についても併せて取り組む必要があると考えております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
29	武蔵野市には、武蔵野中央公園北ホールという施設があり、市と連携してコミセンあつかいになっており、無料で借りる事ができました。1F2部屋、2F2部屋、卓球台やピアノもあり、一番大きな部屋は30人以上入っても体操が出来る大ホールでした。武蔵野北ホールだけでなく、コミセンも全て無料でした。 世田谷区は公共の施設が有料だし、けっこう高い。さらに値上げですか。世田谷ってけっこう住民税が高いと感じているのですが… 年金くらしの私たちはこれ以上の物価高にはたえられませんが、値上げには、反対です。ぜひ、いま一度検討して下さい。よろしくお願い致します。		No.28と同じ
30	主に、北烏山体育室で活動しています。少し前になりますが、体育室の工事が数ヶ月間使用出来なくなった事がありました。やむなく、三鷹市北野公会堂という施設を借り、活動しました。(会員の中に烏山から三鷹市に引っ越しした方がいたので、その方が借りてくれました)グループ登録などする必要はなく、すぐに借りる事が出来、使用料は、なんと無料でした。公会堂は、2階建てで、1階は、調理室と運動可能な部屋があり、2階は和室が2部屋。駐車場は、5～6台可能なスペースがあり、これが全て無料で借りる事が出来、ビックリしました。何故？23区と三鷹市では、こんなに違うのでしょうか？施設使用料は、値上げしないで下さい。お願い致します。		No.28と同じ
31	このインフレ状況下で公共施設の利用料まで値上がりするのはご容赦いただきたいです。特に駐車場の値上げ率が高すぎます。ご再考ください。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 ご意見の駐車場についてですが、駐車場は複数の施設に存在するため、ここでは公園施設の駐車場と仮定し回答いたします。 公園施設の駐車場については、元々、周辺の民営の駐車場よりも安価な料金が設定されており、目的外利用等の利用実態等も踏まえ、今回の改定額とさせていただきます。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

No.	意見内容	件数	区の考え方
32	区民集会施設など現行の3割値上げ予定とのことですが、定期的に利用させて頂いている立場からすると負担が大きいと存じます。 いつも大変利用しやすく助かっておりますが、実際に3割値上げとなった場合は利用回数を多少減らしたり、他の施設の利用も検討する予定です。値上げは致し方ないとは思いますが、せめて1～2割程度だとありがたいです。もしくは月に多く利用される方への割引があっても良いのではないのでしょうか？ よろしく願いいたします。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 なお、月に多く利用される方への割引に関するご意見については、今後の世田谷区における施設運営行政において施策の参考とさせていただきます。
33	値上げ幅が30%にもなり大幅すぎると思われる。 値上げするのなら設備の拡充をお願いしたい。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 一方、公共施設は、区民の福祉の増進を目的として設置されていることから、その目的を達成するためには、使用料等の改定だけではなく施設運営におけるサービス向上にも併せて取り組む必要があると考えております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
34	ここ最近で2回目の値上げとなります。値上げを実施する前に、経費削減の努力をされていますでしょうか。具体的に今年度の削減項目と削減金額の一覧、及び収支報告をご開示いただきたく存じます。公共施設の管理費が増加したのであれば、例えば公共工事の見直しをされるなど、他の事業での無駄をなくしていくべきだと考えます。現在の収支で運営していく努力をされることが、貴方の仕事であると考えます。		使用料等の算出基礎として用いた、施設別行政コスト計算書では、公共施設整備・運営の適正化を推進するにあたっての資料として活用するために、区が保有管理する施設の概要や施設ごとの費用と収入を一覧にまとめており各年度の施設別行政コスト計算書と比較することで、経費の推移をご確認いただけます。新公会計制度導入以降の平成30年度決算から令和5年度決算までの資料については、区HP（ https://www.city.setagaya.lg.jp/01040/6233.html ）からご覧いただけます。 また、区民センターやスポーツ施設など、指定管理者を導入している施設については、毎年度利用状況や業務の収支に関する指定管理者からの事業報告を公表しており、区HP（ https://www.city.setagaya.lg.jp/02005/9241.html ）からご覧いただけます。 施設の使用料等について、世田谷区内の公共施設では、施設を安全にご利用いただくために必要な管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところです。限られた財源の中で施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。公共施設以外の分野でも区政の課題は多様化・高度化が進む中、財源を要する状況であり、施設を維持していくためには改定が必要でございます。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
35	テニスコート使用料値上げに関しまして、施設の維持管理費がかかるのは理解出来ますが既に数年前に値上げしたばかりでは無いでしょうか。過去に長年物価が下落していましたが、その時には利用料を引き下げたのでしょうか。ふるさと納税のせいで収支が減っているというのであれば、世田谷区も魅力的な返礼品を考えたらよろしいのでは無いでしょうか。利用料の引き上げが簡単に出来る事だからそうしているのでしょうか。再考をお願いいたします。		平成22年12月に策定した、現行の「適正な利用者負担の導入指針」では、使用料等の改定を概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、前回は平成30年10月に料金改定を実施した後、令和元年10月に消費税率が8%から10%に引上げられましたが、管理運営経費の削減を図ることで、料金は据え置きとしました。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 なお、ご意見にありましたテニスコートの利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、No.4の①のとおり当初案から見直すことといたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

No.	意見内容	件数	区の考え方
36	子供たちの使用するグラウンドが値上げされるのは勘弁してほしい。部費など予算は決まっています。値上げするということは子供たちから運動する場所、機会を奪うことに繋がります。せめて小学生くらい、大人いくらと値段設定を分けるのはいかがでしょうか？		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 子どもの団体利用の値段設定については、ご意見として承りました。 なお、少年団体が学校施設（夜間照明代を除く）、少年野球場、少年サッカー場を利用する場合は、現在無料としており、今回の改定後も引き続き無料となります。少年団体等の登録手続きについては、（公財）世田谷区スポーツ振興財団（☎03-3417-2829）にお問い合わせください。
37	今、物価が高くなり、生活が大変になっています。食べ物しか買わないようにしていますが（節約の為）、それでも生活が苦しいです。施設使用料まで値上げされては、ますます困窮してしまいます。値上げは、見送って下さい。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
38	施設使用料の値上げは簡単にはいけないと思う。コロナ禍においては、人数や時間帯、使用不可の期間があるなど区民センター・地区会館の使用はかなり制限された。やむを得ない事情ではあったが、その数年の間に地域のサークル活動や交流活動は低下した。サークル等をたたくでしまったところもある。やっと以前の活動に戻りつつあるときに、今度は施設使用料の値上げによってさらに活動が制限されることに懸念される。区民利用施設は大多数が世田谷区民が利用しているもので、学習、交流、社会性・運動機能の向上などに広く貢献している。区民の学習教育、文化水準の向上のためにはむしろ値下げしても良いと思うくらいだ。区の財政状況からみたらそれほどの負担とは考えられない。得られる対価の方がはるかに大きいと思う。 11/15付け「区のおしらせ」にはホールや会議室、運動場しか値上げ対象が示されておらず、役所で閲覧するかホームページを参照しないと全容がわからない。実際には駐輪場やファミリー農園、美術館等まで全般的な値上げ案となっており、区民への知らせ方にも問題があると思う。駐輪場の使用料が改定案のように一日100円から倍の200円にするというのは値上げによって自転車を減らすという意図だろうか。むしろ無断駐輪がさらに増えるのではないだろうか。 大幅な施設使用料の改定には断固反対したい。		公共施設は住民の福祉の増進のために設置されており、施設ごとに、ご意見のような学習、交流、社会性、運動機能の向上など設置目的が設定されています。区では、その設置目的を果たすため、施設機能を存続させなければなりません。施設の維持運営には、施設使用料等の算出基礎となる経費である管理運営経費に加え、建設・賃借料など様々な経費を要します。施設全体にかかる経費は年間117億円程度であり、持続可能な財政基盤を築くためにもこれを全て税金で賄うことは難しいと考えております。 そのため、運営にあたり、管理運営経費の一部についてご利用する方に負担していただく必要があると考えております。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 また、周知方法に関するご意見ですが、改定対象となる施設や料金区分が多く、全ての内容を掲載することが困難だったため、今回の周知方法とさせていただきます。いただいたご意見につきまして、今後の施設使用料等の見直しの参考とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
39	「施設使用料等の見直しの考え方」について次のとおり意見・考えを表明します。 この度、区のから出されている「施設使用料の見直し(値上げ)案」に反対します。 反対の理由は下記のとおりです。 ①施設使用料の改定(値上げ)理由として、「物価高騰等の昨今の社会情勢を背景として施設の管理運営経費規模の増大」を挙げているが、区民も3年以上続いたコロナ禍や異常な物価高騰のもとで苦しむ区民(施設利用者)に寄り添い支えるという考え方に行政は立つべきであり、区民の負担増になる利用料値上げは実施すべきではない。また、区の財政も切迫した状況に無い。 ②区民利用施設は、区民の社会教育活動の拠点場所になっている。社会教育活動振興を行政として考えるならば、値上げではなく、むしろ値下げこそすべきと考える。 ③会議室の利用時間枠のコマ割りが、区民生活慣習時間とずれているため、例えば午後1時半から3時間程度の会議を開催するためには二枠(コマ)が必要となり、利用料が2倍(2コマ分)に嵩んでいるという状況がある。この問題の改善も必要である。		①行政は物価高騰等で苦しむ区民に寄り添い支えるという考え方に立つべき、とのご意見について ご意見のとおり、どのような時代背景にあっても、生活に困窮している方々の暮らしを支えていくことが、行政としての重要な役割だと認識しております。 区民の暮らしを支える方法として、短期的な視点では、給付金の支給など困窮世帯への家計を緊急・直接に補助するものがあります。一方、長期的な視点では、公共施設の維持管理を行うことで、参加を促すためのコミュニティ創出の場や災害時に安全に活用できる避難スペースの確保などといった方法もあると考えております。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、長期的な視点から区民の暮らしを支えるために実施するものです。 ②区民利用施設の値下げに関するご意見について 公共施設は住民の福祉の増進のために設置されており、区では、その設置目的を果たすため、施設機能を存続させなければなりません。が、持続可能な財政基盤を築くためには、運営にあたり、管理運営経費の一部についてご利用する方に負担していただく必要があると考えております。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ③施設の開放時間枠に関するご意見について 施設の開放時間枠に関するご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。
区民集会施設等		1	
40	健康増進交流施設の改定理由に、貸室利用率が低いとありますが、利用者が気軽に利用できない最大の理由が、キャンセル料を支払うリスクが高いことだと思います。例えば、せたがやがやがや館の多目的室を予約した後に、やむを得ずキャンセルしたい場合でも、使用日の2か月前以降は全額返金されません。多目的室を土日の夜間使用で予約した場合、2か月を1日でも過ぎたら、11,000円のキャンセル料を支払わなくては行けないので、気軽に予約できません。しかし、直前に予約したのでは、多人数での予定がたちません。結果、民間の貸室なら、キャンセル料は1週間前まで発生しない所がほとんどなので、そちらを利用する選択になります。 貸室利用率が低い理由を精査してから、料金改定を検討すべきだと思います。		健康増進・交流施設は、区民以外の利用も可能であり、区民集会所等の近隣住民の利用を主とする施設と異なるため、使用料規定については区民会館に準拠しており、キャンセル料についても区民会館の集会所と同様の取扱いになっています。 今回の改定では、交流室・多目的室については区民会館と同様の築年数・利便性に基づく使用料等の額の算定に係る一定の調整に基づき、改定率は「管理運営経費の増加割合」の2分の1とし、また運動室・娯楽室は区民センター等他の集会施設における会議室の基準に変更するなど、改定率や改定方法に一定の上げ幅抑制を行います。なお、キャンセル料に関するご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。
公園・スポーツ施設		50	
41	大蔵第二運動場のトレーニングルームを利用しています。総合運動場の方は1時間や2時間の料金設定があるのに、なぜ第二運動場は3時間の設定しかないのでしょうか？是非とも設定していただきたいです。毎回1時間しか利用しないのでかなり割高に感じます。 また、現在の3時間660円も他の市区町村に比べて高いです。江戸川区は210円です！400円前後が多いのではないのでしょうか。 それなのにさらに値上げになるのは非常に困ります。なんとか値上げはやめていただきたい。どうしてもダメなら、せめて2時間の料金設定をお願いします！！		利用時間の設定をはじめとする施設の運用については、これまでも利用者の皆様の個々のご事情等から様々なご意見をいただいております。より多くの方々にとって使いやすいものとなるよう配慮をしながら、必要に応じて見直し等を図ってまいりました。 引き続き、区民の皆さまのご意見を踏まえ、使いやすい施設となるよう機会を捉えて検討していきたいと考えており、今回いただいたご意見につきましても、その際の参考として活用させていただきます。
42	近隣の区と比較しました。港区500円、新宿区600円、目黒区300円、杉並区500円、文京区600円(月2,800円)、そして世田谷区660円、高すぎます。 現状でも高額なのに値上げになってしまったら利用できません。また、月極利用や短時間利用などの柔軟な対応も必要だと思います。		①月極料金に関するご意見について 今回ご意見いただきました施設は、大蔵第二運動場のトレーニングルームかと推察いたします。本施設のトレーニングルームにつきましては、1か月利用定期券を設けておりますので、ご利用をご検討ください。 ②利用時間に関するご意見について No.41と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
43	料金値上げに反対いたします (主にテニスコート利用しています) まず初めに意見公募期間が短すぎます！！ 形ばかりの意見公募としか思えません 世田谷区は他と比べても元々高い価格であるにも関わらず 値上げするというのに疑問です。値上げ前に見直しする事が 多々あるように思います テニスコート ※冬季の照明利用16-18時は30分単位にする ※受付等の人件費削減(2人携帯いじってて受付で待ってる のにも気づかないなど、受付人数多すぎでは?) ※施設管理委託を一本化するべきではないでしょうか 余計な経費の削減 (委託料の内訳を公開するべきだと思います) 区民の健康促進、憩いの場、等の権利と利益の保護ができる よう料金値上げではない方法で模索していただきたいです		<u>①改定の考え方等に関するご意見について</u> まず、意見募集期間に関するご意見についてですが、区では区民 意見募集の期間を「公表の日から最低3週間以上」としております。 期間の設定にあたっては、前回改定時や他の案件の募集期間を参 考にしながら設定いたしました。いただいたご意見につきましては、 今後の施設使用料等の見直しにあたって参考とさせていただきます。 次に、施設使用料等の見直しに関するご意見についてですが、施 設によっては、世田谷区の使用料等よりも安価な自治体があること は認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあた り、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただい てるところです。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負 担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する 考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較し て、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理 運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将 来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必 要であり、実施するものです。 また、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料等の引き上 げによってのみ実現できるものではなく、経費削減についても併せ て取り組む必要があると考えております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にと って公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ね てまいりますので、ご理解をお願いいたします。 <u>②利用時間に関するご意見について</u> No.41と同じ
44	テニスコートの利用料金について。 健康維持のためにジムやテニスコートを利用していますが、 ジムには65歳以上の料金が別枠であるのにテニスコートは 年齢関係なく一律料金となっています。テニスをしている仲 間は全員後期高齢者であり年金生活者です。民間のテニス コート利用料に比べると確かに安いとは思いますが、年金 はほとんど上がらず介護保険料など少しずつ負担増になっ ているため実際の年金手取りは少しずつ減っており物価高 騰も続いています。テニスコートにも65歳以上の料金設定を することはできないのでしょうか。		<u>①改定の圧縮について</u> テニスコートの利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区 民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すこと といたします。 ・当初案でお示した改定率⇒13.5%(公園・スポーツ施設におけ る管理運営経費の増加割合13.5%を適用) ・見直し後の改定率⇒7%(公園・スポーツ施設における管理運営 経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用) 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と 比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体 の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していること から、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるた めに実施するものです。引き続き、施設の維持に要する区のコスト を極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在と なるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたし ます。 <u>②高齢者向け料金の対象の拡大について</u> 高齢者(65歳以上の方)の個人利用では、高齢者のスポーツを通 じた社会参加の意義をふまえ、各スポーツ施設の温水プール、ト レーニングルーム等において、これまで一般よりも低額な料金を 設定しております。今回の見直しでは、これを拡大し、新たに各公園 施設の洋弓場、大蔵運動場の陸上競技場、武道場、弓道場、エ アライフル場等や、大蔵第二運動場のゴルフ練習場、尾山台地 域体育館の個人利用にも広げることとしておりますので、改定内容 をご確認いただきますようお願いいたします。 なお、これらの見直しに加え、テニスコートをはじめとする団体利 用施設について、さらに高齢者団体を対象とした割引制度を導入す ることにつきましては、団体登録制度のあり方を見直す必要がある とともに、区民全体の税負担と施設利用者の受益者負担のバランス などの観点から、現状では広く区民の皆さまのご理解を得ることは 困難であると考えておりますことから、今後の検討課題とさせていただきます。
45	テニスコート利用料金の値上げに反対します。 世田谷区は他区ではない登録料金も支払っていて、更にそ の更新料も払っていますが、なかなか当たらずそれで尚且つ コート代も上がるなんてとんでもない！ テニスは健康にも 大変良いと立証されています。区民が元気になる事が一番 ではないでしょうか！ 中野区は区民の健康の為にテニスコートの利用料を減額し て600円との事です。区民を思う良い区長です。		No.44の①と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
46	世田谷区のテニスコートを毎週利用しているものです。今回の「施設使用料等の改定案」に関して、テニスコートも13%程度の値上げとなっていますが、施設や利用区分に考慮した個別検討が必要ではないでしょうか？ テニスコートに関しては、非常に利用率が高く、かつ近隣の他市区や都営のテニスコートと比較して、現状でも世田谷区は料金設定が高い状況です。維持管理費の削減努力もより行い(過度な保守で費用がかかっていると感じますし、受付などの事務も手書き印鑑が多いものをDXで効率化可能)料金据え置きを希望いたします。		No.44の①と同じ
47	テニスコートの料金については、既に他区よりも高いので、これ以上の値上げは反対です。		No.44の①と同じ
48	総合運動場と大蔵第二の庭球場を利用しています。最近値上げしたばかりで再びの値上げはひどいです。健康の為仲間作りのため、心身共に健康の為日々頑張っている高齢者にとって、昨今の値上げラッシュは経済的に厳しいものです。日々の暮らしを豊かにという考え方に立ち返っていただきたいをお願い致します。		No.44の①と同じ
49	これ以上、テニスコート代を増やさないください。老後の楽しみとして細々続けているテニスですが、倍率が高くやっと当選したコートも代金が他のどの区よりも高く、更に当選確率が少ないのに2年に一度更新料まで取られて、酷すぎます。 これ以上高くなると経済的にも厳しいし、当選確率も低いので、テニスの回数が減っていくと健康面も心配です。どうぞ最低でも現状維持、できたら減らして欲しいです。よろしくをお願い致します。		No.44の①と同じ
50	テニスコートを使わせていただいています。他の23区のコートに比べても東京都と比べても使用料が高いのに更新料も払っています。 整備を頻繁にしていただけるのは有り難ですが回数が多いのでは？その分閉鎖時間が増えていますよね。大会に貸出すのは仕方ないですが優先的に貸出するならそれに見合う料金を取ったらどうでしょうか？ 安易に上げ易いところから取るのは止めていただきたいです 税収が減っているとしても近隣格差が大き過ぎます		No.44の①と同じ
51	テニスコートの使用料について コートの使用料は2H基準になっており、世田谷区は、2880円です。この金額は千代田区が3000円で都内23区では現在、2番目に高い使用料です。(千代田区はコートが2面しかありませんが、そこにそこに管理1人付いてるので高いです。) 荒川区、江戸などなど同じ条件で1000円前後で運営しているところも多く見られます。渋谷区などはちょっと前までは60歳以上はただでプレーをさせてくれたようです。 世田谷区はなぜ他の区に比べて、区施設を値上げする必要があるのか丁寧に説明する必要があります。納得がいきません。 玉川野毛公園のテニスコートの移設工事が始まっています。我々お金を払いいつもコートを使用している人達には説明会やアンケート調査など何もありません。夏が暑くなり40度近くなります。是非ナイター照明が必要です。もう夏は今後昼間は出来なくなると思います。 目黒区も区民センター2面の移設工事が計画されています。目黒区テニス協会やテニス関係者の意見を取り入れてくれているようです。 コートの使用料を上げるなら、今後のコート改修は全天候性の冷暖房完備の雨でも出来るインドアコートにして貰いたい。		No.44の①と同じ
52	・総合運動場のテニスコートの料金について、現行料金が高いうえに更なる値上げとなるのは反対。 ・他区のテニスコート料金は世田谷区よりも安価である。 ・例えば、雨天時もテニスができるよう屋根を設置する等、サービス向上に伴う値上げ改定であれば理解はできるが、現状、そのようなサービス向上もなく、ただ値上げというのは反対である。		No.44の①と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
53	テニスコートを利用しています。他の市区町村のパブリックコートに比べて、格段に高すぎます。信じられない程、高すぎます。それを更に値上げするなど、はっきり申し上げて断固同意できません。 最近では、コート使用の厳格化もされ、使いづらいこと甚だしいです。 税金を使って区で運営されているのであれば、もっと区民にわかりやすく使いやすい施設であることを望みます。 私の見る限りですが、お金を持っている高齢者の施設利用が多い気がします。そういう人たちでないと利用する気になれないからだと思います。 もっと就職氷河期世代や子育て世帯など、あまりお金が自由に使えない区民でも気軽に利用できる区の施設なりの安心な料金設定を望みます。 90万人超の様々なバックグラウンドを持ったたくさんの世田谷区民がいます。もっとみんなが気軽にスポーツ施設を使える環境を整えていただきたいと思います。 ふるさと納税等で、税収が減っているのはとても大変なことだと思います。 しかしその穴埋めをこういった形でされてしまうと、本当に悲しいです。		No.44の①と同じ
54	庭球場は今でも高額		No.44の①と同じ
55	いつも楽しく世田谷区テニスコートを利用させていただいています。円滑な運営、ありがとうございます。 この度の利用代金値上がりの件、大変残念です。テニスを元気にプレイするのが現在の生きがいですので、金銭的負担が増すことに今後の不安を感じます。 ご一考いただきたくお願い申し上げます。		No.44の①と同じ
56	私はブルや世田谷区の大蔵総合運動場、第2運動場等を利用させて頂いている区民です。 リタイアした後に利用して、健康維持・増進になっています。 今は主としてテニスコート利用させて頂いておりますが、今回の利用料金等の引き上げ幅が大きく困惑しております。特にテニスコートは現状でも高いと思われるのに更なる値上げするのは納得がいきません！ 何故、世田谷区だけがこんなに高い料金を設定するのか分かりません！隣りの目黒区は2時間は2,400円、杉並区は同じく1,500円、因みに東京都でさえも2時間2,600円です！単に料金を上げて増収を図るような策ではなく、もっと稼働率を上げたりして増収アップ等を考えるべきではないでしょうか！例えば、案として、稼働率の悪い冬期の早朝や夜間の料金を変更して利用率を上げる等です。 テニスはスポーツ競技のなかでも一番健康を維持し、長生きのスポーツと言われています（デンマークのデータで平均寿命+9.2歳） 強いては、健康維持や増進に依って医療費の削減にもつながり、区の財政等にも良い影響を与えるものと思います。 何卒、料金等の再考をお願い申し上げます。		No.44の①と同じ
57	テニスコートの高騰について。 何故区の施設なのに値上がりするのですか？世田谷区だけが私の周りでは利用者カードの維持費がかかり、数年前に値上がりしたばかりなのにまた値上がりするなんて酷いです。新しい料金だとレクセンターのコートと料金があまり変わりません。区の施設なのに値上がりする意味が分かりません。こんなに書いていてもどうせ値上がりする事だとみんな言っています。 目黒区はずっと値上がりしていませんよ		No.44の①と同じ
58	総合運動場と大蔵第二運動場のテニスコートを利用させていただいております。 利用料値上げ予定とのことですが、今でも世田谷区の利用料は他の市コート、都コートに比べて高く設定されております。 高齢社会において、高齢者が健康を維持していくことは、医療費の削減のためにも重要なことだと思います。学生でも、年金生活者でも、区民が安心して健康維持のためにテニス、野球、バレーボールなど楽しく続けられますように、再考をお願いしたいです。 世田谷区のコートは都立コートに比べてメンテナンスもとてもよく、ケガも少なく済んでいると思います。 ふるさと納税での流出を防ぐなどで、ぜひともこのままの料金で利用できることを願っています。 よろしく願いいたします！		No.44の①と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
59	現在けやきネットのテニスコート利用料金は、平日2時間2880円。他の区のテニスコートの利用料金をご存知でしょうか？渋谷区1300円、新宿区1500円、中野区600円、港区1200円都立コート2600円(2時間料金)です。世田谷区異常に高いです。 中野区は、中野区の区長さんが、昔1200円を600円に値下げしたので。理由はスポーツで健康にし社会保険料を使わない様という事です。 また、けやきネットのテニスコートは、キャンセル料金が1週間前からかかります。急な病気等ありますよね？その度にキャンセル料金を支払うことになります。おかしくないですか？営利目的ではない区の施設で、キャンセル料金を取る必要がありますか？ また、午後から大雨で電車も止まるような日でも、2時間前からしか雨の無料キャンセルは受け付けず、2時間前に電話をすれば話し中で、1時間かけ続けやと繋がるということもありました。諸々不満に思うこともある中、今回の突然の値上げ予告です。 区民に値上げを強いる前に、経費の見直し、人件費の使い方等見直すべき事はないのでしょうか？総合、大蔵のテニスコート受付を見ていると、受付にやたら勤務者がいますが必要な人達なのではないでしょうか？ 先日は引き落とし変更について質問してもマトモに答えられないような人がスタッフとして働いていました。 テニスコートに関しては、一部のスクールが牛耳っており、一部のスクール生のみ安く有利にコートを使用しています。区民のコートであるはずが、一部の区民だけ特別扱いはやめていただきたい。 運営方法を抜本的に見直していただき、まず値上げという考え方ではなく、無駄をなくし、世田谷区民のために使用しやすい施設運営にしていきたいです。値上げ反対です。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② キャンセル料金に関するご意見について テニスコート等の施設では、申込後に使用できなくなった場合は速やかにキャンセルの手续をお願いしております。 キャンセル料につきましては、より多くの団体に利用機会を提供するために必要不可欠な制度であり、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。 なお、屋外施設については、天候不良等の際、利用施設に電話連絡することで無料でキャンセルができる場合があります。あらかじめこれらの条件等をご確認のうえご予約をいただきますようお願いいたします(無料キャンセルの条件は施設ごとに異なりますので、詳細については各施設にお問合せください)。
60	施設使用料等の改定案について 大蔵第二をメインに使わせて頂いています。 使用料値上げについて反対です。 理由は、以下の2点 ①都営テニスコート使用料と比較してさらに高額になる。 ②都営コートと比較して脱衣所、シャワーも老朽化しておりサービスの低下を感じる。 以上のような状況で諸物価の上昇を理由に値上げの検討を進めるのは妥当とは思えません。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 施設の老朽化に関するご意見について シャワー等の老朽化につきましては、ご不快な思いをさせてしまい大変申し訳ございません。引き続き日々のメンテナンスや老朽設備の更新を行うとともに、必要に応じて休館を伴う施設改修なども実施し、区民の皆様が快適にお使いいただけるよう努めてまいります。
61	土日にテニスコート利用しています。 改定案では約13%超の値上げとなっています。現行でも杉並区(現行1,500円?)などと比べても高い使用料金が、更に高くなることとなります。加えて、駐車場料金も30分100円から、20分100円と、2時間コート利用した場合、利用前後に来場、出場考慮すると、現行500円程度の負担から40%~60%の負担増へとなり、昨今の物価高に比べても、かなりの料金増となります。健康で健やかな生活を過ごすためにスポーツはとても重要な要素と思っています。人件費や管理費用の上昇はあるとは思いますが、これと言った付加価値の向上無い中でこのだけの値上げ、負担増を利用者である区民に強いるのは反対です。せめて激変緩和措置などの導入など、再考を求めます。宜しくお願いします。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 駐車場の料金に関するご意見について 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 その一環として、スポーツ施設の駐車場料金につきましても、近隣の公共施設やコインパーキングなど周辺相場との比較検討のうえ、当初案でお示ししたとおり改定を行うものとなります。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
62	健康のため、運動不足解消のために週1、2回体育館を利用させていただいております。改革案には駐車場も値上がり対象ですが、うちから体育館が遠い場所の場合、車の燃料費に加えて、そもそも高い駐車場代金がさらに値上がりするのは納得できません。 エネルギー高騰で団体利用の体育館の値上げは幾分か理解できますが、駐車場は値下げするべきだと思います。もしくは特定施設利用者(大蔵のゴルフ)だけでなく、施設利用者全員割引対象にするべきです。		No.61の②と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
63	区民利用施設使用料金の値上げには反対です。ただいま58歳、60歳で退職しジムやプールでの健康維持やサークルでの仲間作りを楽しみにしております。全ての物価高騰、期待できない年金額で生活をやり繰りするのはいへんです。 特にテニスコートは他の区より使用料金は高額ですし、さらに駐車料金、照明代金もの値上げをされると使用に躊躇してしまいます。 人員の削減やその他の財源見直しで、区民利用施設使用料金の値上げをやめ、区民の健全な生活を守っていただきたい。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 駐車場の料金に関するご意見について No.61の②と同じ
64	日頃テニスコートを使用させていただいております。コート代値上げに関して意見を申し上げたいとおもいます。世田谷区のコートは他区のコート代と比較しても現時点でも高いようです。 お誘いして 港区や中野区等からいらして下さる方々に伺っても皆さんそう言われます。他区の状況も見たいと思います。 年会費も数年前から支払うようになり 昨年よりは本人確認が厳しくなり さらに値上げと聞いて 区の利用者もみなとても不満が多いです。 平日の昼間コートではかなり高齢の方々がテニスを楽しんでいらっしゃいますが 皆さん年金生活での健康維持、コミュニケーションのために 区のコートを利用されているのだと思います。手軽に使える区民のコートならではのキャンセル料派生も1週間前までと比べて厳しく 重ねて駐車場も高くなるのでは ますます区民にきびしく 使いにくくなるのではないのでしょうか。 気軽にできるスポーツとして テニス人口は増えているようです。 区民の健康増進のためにも また万人のための開かれたスポーツ施設として 今一度ご検討をお願いいたします。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 駐車場の料金に関するご意見について No.61の②と同じ ※区のスポーツ施設では、年会費は設けていません。ご意見に記載された「年会費」は、けやきネットの新規登録料及び更新料のことを指すものとして、受け止めました。
65	普段使用している施設はテニスコートと駐車場です。以前値上げをした時の理由では都立公園のコート代に準ずるためとしての値上げをしました。その後すぐに都立公園よりさらに値上げ。無駄な費用を削ることは考えないのかとがっかりしています。例えば国体の時に大蔵第2のコートを2回も張り直したこと、昨年の総合運動場の張替えもまだ痛んでいないのに全面張替え。9-11時の必ず使用される時間帯でのコート整備。休日のコート料金の高いこと、近隣の区や市に比べると驚くほどの差があります。今でさえこの状態でそれ以上の値上げには反対です。ご意見をください。といったところで反映されることは全く期待していません。今まで何回もこのようなことがあり、反対意見が80%以上あっても実施されちゃったのですから。馬鹿にされているみたいで腹立たしいです、、、が意見は言わせていただきました。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 駐車場の料金に関するご意見について No.61の②と同じ
66	テニスコートや駐車場の値上がりに反対です。ただでさえ更新料までかかるようになっていて、昔よりコートの取りにくさを感じています。さらにコート代や駐車場代が上がるのは区のコートとしてはありえないと思います。お友達から他の区のコートの方が安いと聞きますし、今の現状のままが良いと強く思います。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 駐車場の料金に関するご意見について No.61の②と同じ
67	私はテニスとスイミングで大蔵運動場、大蔵第2運動場を利用させて頂いています。 今回の利用料金ならびに駐車場料金の引き上げの案には絶対反対です。 1. テニスコートは抽選倍率が高く、稼働率が極めて高いと思います。 テニスコートのように利用率の高い施設も稼働率の低い施設も一律で113%引き上げるのは納得がいきません。 また、113%引き上げは、管理経費の増加率をもとにしているとのことですが、経費の増加率をそのまま引き上げ幅にするのは、おかしいと思います。 2. 駐車料金を30分で100円から20分で100円に引き上げるのは、引き上げ率が150%となります。 区民がテニスやスイミング、その他のスポーツに訪れる公共施設でありながら、駐車料金を一挙に150%も引き上げるのは全く納得できません。 例えば、2時間テニスをした場合には、前後の時間もあるので、現在は500円(30分×5×100円)ですが、20分100円とすると700円ないしは800円になる可能性があります。 年金生活の高齢者や家族連れにとっては大きな打撃です。駐車料金は据え置きを強く望みます。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 駐車場の料金に関するご意見について No.61の②と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
68	今回の改定案について、意見を申し上げます。世田谷区の大蔵運動場や大蔵第2運動場等を利用させている70歳代の区民です。施設の環境は素晴らしい環境にあり、完全リタイアした後に利用させて頂き、健康維持・増進になっていると思います。今後ともテニスやスイミング等で利用させて頂きたいと思っています。しかし、今回の利用料等の引き上げは引き上げ幅が大きく反対です。反対理由および詳細は下記の通りです。 1. 引き上げ幅113%の算定根拠に妥当性はありません。今回の陸上競技場、野球場、庭球場、体育館等々の利用料の引き上げ幅を113%程度とする算定根拠は「平成30年度決算と令和5年度決算の管理運営経費の増加割合に平行してスライドさせる」とのことですが、管理運営経費の増加割合をもとに増額するというのは、全く合理性がありません。そもそも管理運営経費自体の削減努力はされているのでしょうか。 また、類似施設との比較を行っているとの記載がありましたが、類似の公共施設(都営、近隣区市の施設等)の利用料金等の比較を行った上での改定ですか。 因みに、ご存じと思いますが、渋谷区テニスコートは、2時間1300円、杉並区テニスコートは、平日2時間で1500円、大田区テニスコートは2時間1800円(大田区民)です。これらの区と比較して現在でも高額なのにさらに113%引き上げるのは納得できません。反対です。 2. さらに、特に納得がいけないのが、駐車場料金の大幅引き上げ(150%UP)であり、絶対反対で、据え置きとすべきです。 駐車場料金については、大蔵運動場、大蔵第2運動場等は、従来30分100円だったものを20分100円に変更する案になっていますが、引き上げ幅は、150%となります。駐車料金の突出した大幅引き上げとなっている点は納得できず見直すべきである。 2024年11月11日付けの「施設利用料等の改定額の案について」にあるように、「子ども・子育て家庭への配慮」「高齢者・障害者への配慮」との記載がありながら、家族連れや高齢者がマイカーで施設に来場する際に、これだけの大幅な引き上げを行うのは全く納得できません。家族連れや高齢者は車で来場が多いにもかかわらず、駐車場料金がこのように大幅に上がるのは、「配慮」は全く見られず、利用の大きな阻害要因になると思います。また、11月11日付けの文書で「駐車場について、料金は据え置きとし、代わりに利用時間枠を「30分ごと」から「20分ごと」へと変更する」との説明は、引き上げ幅を敢えて分かりにくくしていると思えます。駐車場料金は基本的には据え置きとすべきです。		①改定の考え方について 公共施設は住民の福祉の増進のために設置されており、区では、その設置目的を果たすため、施設機能を存続させなければなりませんが、持続可能な財政基盤を築くためには、運営にあたり、管理運営経費(人件費、光熱水費等)の一部についてご利用する方に負担していただく必要があると考えております。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 他自治体や民間類似施設の使用料については、特に選択的かつ私益性が高い施設の使用料について、改定時に参考にする場合があります(資料にある「類似施設のグループごと」とは、世田谷区の区民利用施設の中で、性質が類似する施設について、経費算定においてグループとしてまとめたものです。) また、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料等の引き上げによってのみ実現できるものではなく、経費削減についても併せて取り組む必要があると考えております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ②駐車場の料金に関するご意見について No.61の②と同じ
69	施設利用料の値上げは絶対に反対です。最近値上げしたばかりですよ。特にテニスコートの利用料は現時点でも高過ぎます。安易に取れるところから取ろうとしているだけではありませんか。よく考えてください。区長の責任です。		No.35と同じ
70	テニスコート使用していますが、最近値上げしてしかも年会費も取って、さらに値上げするとは何考えているんですか？ふざけているとしか言いようがない。		No.35と同じ ※区のスポーツ施設では、年会費は設けていません。ご意見に記載された「年会費」は、けやきネットの新規登録料及び更新料のことを指すものとして、受け止めました。
71	公園施設のうち、庭球場(世田谷公園など)の利用料金がもととも高いのに、さらに値上げというのは納得いきません。そもそも砂入り人工芝なので維持費は多摩川玉堤広場のクレー庭球場より安価で、クレーは雨の日は稼働せず利用率は落ちるのに、多摩川玉堤の料金は半額以下ということ自体、価格設定が間違っていると感じます。また、使用面積が圧倒的に広い軟式野球場の価格と比較(平日1630対2280)しても庭球場は高く、軟式野球場は安すぎると感じます。是非、適正な価格設定をお願いします。		庭球場の利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すことといたします。 ・当初案でお示した改定率⇒13.5%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%を適用) ・見直し後の改定率⇒7%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用) 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 なお、多摩川玉堤広場の庭球場については、共同で運営を行っている大田区と調整の上、料金を設定しておりますので、区立公園の施設とは料金設定が異なっております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

No.	意見内容	件数	区の考え方
72	公園施設のうち、庭球場(世田谷公園など)の利用料金がもととも高いのに、さらに値上げというのは納得いきません。そもそも砂入り人工芝なので維持費は多摩川玉堤広場のクレー庭球場より安価で、クレーは雨の日は稼働せず利用率は落ちるのに、多摩川玉堤の料金は半額以下ということ自体、価格設定が間違っていると感じます。 また、使用面積が圧倒的に広い軟式野球場の価格と比較(平日1630対2280)しても庭球場は高く、軟式野球場は安すぎると感じます。 是非、適正な価格設定をお願いします。		No.71と同じ
73	大蔵第二運動場のトレーニング施設を利用しています 前回の値上げからあまり時間が経っていないのに、再度の値上げ検討で残念に思っています 他の区が500円ほどなので、これ以上の値上げはしてほしくありません また、高齢者の利用料との差が開き過ぎていると思います ある程度の公平な負担を検討してください		平成22年12月に策定した、現行の「適正な利用者負担の導入指針」では、使用料等の改定を概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、前回は平成30年10月に料金改定を実施した後、令和元年10月に消費税率が8%から10%に引上げられましたが、管理運営経費の削減を図ることで、料金は据え置きとしました。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 個人利用施設における高齢者区分の使用料等につきましては、高齢者のスポーツを通じた社会参加促進の意義をふまえ、設定しているものです。 今後も、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、スポーツを楽しむ、スポーツによって健康を増進し、スポーツが地域の活性化に寄与できるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組んでまいります。
74	世田谷区内のゴルフ練習場の来場者においては、約30～40%が65歳以上の方となっております。 今回の改定案において、ゴルフ施設の65歳以上の方の入場料を大変優遇した金額へ変更となっております。 民間施設としては格差が出ることから非常に心配しております。ご配慮の程、宜しくお願い致します。		個人利用施設における高齢者区分の使用料等につきましては、高齢者のスポーツを通じた社会参加促進の意義をふまえ、設定しているものです。 今後も、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、スポーツを楽しむ、スポーツによって健康を増進し、スポーツが地域の活性化に寄与できるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組んでまいります。
75	大蔵第二運動場のトレーニングルーム利用に関して。現在の料金設定が、一般と高齢者の差が激しすぎます。高齢者の料金があまりにも安すぎです。銭湯の料金より安いということでお風呂屋さんの方がわりに使用されている方がたくさんいます。 一般の料金は今でも区の体育館としてはかなり高いので、一般料金は値上げせず、高齢者の料金を改定すべきです。一般より2割から3割安いぐらいが良いと思います。今後高齢者が増えますし、高齢者料金を見直さなければいつまでも収益改善しないと思います。 また、30分しか利用しなくても3時間料金を支払わなければいけないのも改善してほしいです。短時間でも気軽にちょこちょこ利用できるような方が健康増進につながると思います。ですので1時間、2時間の料金設定を作っていただきたいです。		① 高齢者料金に関するご意見について No.74と同じ ② 利用時間に関するご意見について No.41と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
76	「区民利用施設における使用料の改定額の案」(値上げ)についての意見書 主にテニスコート、体育館などスポーツ施設の利用者です。改革案の公表資料は読み解くのが難しく、値上げが適正か、みなさんもなかなか意見を出しにくいと思います。私たちは物価高騰、電気・ガスの値上げ等の中で生活費をやりくりして、仲間作り、健康増進を目指してスポーツをしています。世田谷区のスポーツ施設はたいへん充実をされていてありがたいですが、この度の値上げにより利用者の金銭的負担が増えると活動が減少する恐れがあるので値上げに断固反対します。今までもテニスコート使用料金は他区よりも割高だと感じておりました。例えば土日祝車で行き、夜間照明利用をした場合、駐車料金・コート代金・照明代金それぞれの値上げとなると利用者はかなりの金銭的負担増です。値上げにより利用が減った場合「利用率の向上による施設収入の増加の推進」は余計難しくなるのではないのでしょうか。値上げは容赦なく急にですが、運営サービスの向上は何をどうしているのか知りにくい部分もあります。私の利用している施設に限られてしまいますが、施設の自動受付、雨天時のキャンセルなどのデジタル化により人件費を見直せないのでしょうか。ふるさと納税を活用したりできないのでしょうか。世田谷を愛する老若男女みんなで使う施設です。今後も健やかに暮らるように、施設使用料金値上げの見直しを希望します。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 また、スポーツ施設における経費削減やサービス向上の取組みについてですが、これまで設備更新による管理経費の削減やキャッシュレス決済の導入によるサービス向上の取組みなどを実施してまいりました。合理的で質の高い施設運営を実現するために、引き続き様々な検討を進めてまいります。
77	世田谷区スポーツ施設の利用料金値上げ案に関して、以下の通り意見を述べます。 私たち利用者は、物価高騰や電気・ガス料金の値上げに直面する中でも、健康増進や仲間づくりを目的にスポーツ活動が続けています。私も利用しておりますが、今回の値上げにより金銭的負担が増えることで、利用回数を減らさざるをえません。 特にテニスコートの料金は、他区と比較しても割高に感じられます。たとえば、土日祝日に車で施設を利用し、夜間照明を使用する場合、駐車料金・コート代・照明代すべての値上げが利用者に重くのしかかることになります。この結果、施設収入の増加どころか、利用者低下を招き、ひいては区民の健康増進と逆行し医療費の増加を招くことにもなりかねないのでは、と懸念します。 また、値上げが急である一方で、運営サービスの向上については利用者に伝わりにくい部分があります。たとえば、自動受付や雨天時のキャンセル手続きをデジタル化することで人件費を削減するなど、運営効率化の取り組みが考えられます。さらに、ふるさと納税による税金流出対策等、他の財源確保策の検討も必要ではないのでしょうか。 世田谷区のスポーツ施設は、老若男女問わず、多くの区民に愛される貴重な場です。利用者の声に耳を傾け、料金値上げ案を否決する、または可決される場合は、65歳以上にスポーツ利用券や駐車券を配布していただくことを強く希望いたします。		①テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ②スポーツ施設における経費削減やサービス向上の取組みに関するご意見について No.76と同じ ③高齢者向け料金の対象の拡大に関するご意見について No.44の②と同じ
78	北烏山の体育館で体操教室に通っています。 世田谷区は広く、住民も多く、決して恵まれたスポーツ施設を有していません。区の総合体育館は電車を乗り継がないと行けません。 スポーツに親しみ、健康的な暮らしをするには持続して通えるところが必要ですが、その数が足りません。 ですので民間に通っております。 場所代があがれば当然会費も上がります。どうぞ会場費の値上げを見送るよう、また区民の参加するスポーツクラブを優遇、補助金、または区の主催の教室の拠点を増やすなど、区民の健康を考えていただければと思います。		区ではより多くの区民の皆さまにスポーツの機会を提供できるよう、様々な機会を捉えてスポーツの場の整備検討を行っております。 一定程度の面積を有するスポーツ施設の整備用地の確保は、区内においては非常に機会が限られるところではありますが、区内大学や民間事業者との連携、学校施設などの既存施設の有効活用などに努めるなど、様々な工夫を重ねながら、スポーツの場の拡充に取り組んでまいります。 また、今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

No.	意見内容	件数	区の考え方
79	いつも区民のためにご尽力頂きありがとうございます。 昨今いろんな物が値上がりしているの、値上げも仕方ないかもしれませんが…やはり施設利用料金が上がるのは辛いです。 世田谷区でもスポーツ推進計画を進めていて、スポーツを通して生きがいや健康づくりを勧めているにも関わらず、そのスポーツ施設が値上がりをするのは、とても残念です。 他の区に比べて、体育館などの利用料金も高いように感じます。 また日中使える体育館が少なく、倍率が高くなっているのも現実です。運動施設(特に体育館)の増設を希望します。 また子どもに対して、割引があるように、高齢になっても体を動かすことができるように、シニア割の導入など検討して欲しいです。 チームでスポーツを楽しむことで、よりコミュニケーションも広がり、健康維持に繋がると思うので、何卒よろしくお願い致します。		① 施設整備に関するご意見について No.78と同じ ② シニア割の導入に関するご意見について No.44の②と同じ
80	世田谷公園洋弓場の利用料値上げの検討について、意見致します。 世田谷公園洋弓場は、日本一利用料の高い公共アーチェリー場だと言われています。 私も各所のアーチェリー場を利用していますが、公共アーチェリー場としては最も高額な利用料だと認識しています。 他の都内の市営や区営のアーチェリー場は、利用料はもっと安価で、受付も厳格に実施することで、利用し易さと安全を担保しています。 世田谷公園洋弓場は、残念ながら受付管理が杜撰で、安全の担保が危うい状況です。 つい先日、インターネットで購入した弓を使用した外国人が利用して、注意した大学生利用者とトラブルに発展したと、聞いています(そのため洋弓場には、中国語の注意書きが掲載されるようになりましたが、受付後/利用料支払い後に見ても、全く意味が無いのです)。 きちんと受付管理も出来ていないのに、一方的に利用料を値上げするのは、おかしいと思います。 世田谷区アーチェリー協会メンバーは、世田谷公園を利用して研鑽して、全日本選手権大会等へも出場して、勢いがあります(世田谷区を宣伝していることにもなっているかと思えます)。 そのモメンタムを鈍らせるような、一方的な値上げにつきましては、見直しを頂けると幸いです。 よろしくお願い致します。		施設によっては、世田谷区の使用料等よりも安価な自治体があることは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところと見えます。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 また、洋弓場では受付の際に、皆様に安全にご利用いただけるよう利用者にルールの確認などを行っています。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
81	値上げ反対！仕事終わり、休日、テニスを楽しんでおります。 ナイター設備があるにも関わらず、世田谷公園は冬季営業しておりませんでした、改善していただき、今はオープンしております。 駐車場も機械なのに何故か、人もおり、ずーっと利益追求、営業努力を怠っていたのに、予算の関係かコートの張り替え頻繁に行い、今度は駐車場まで値上げ！ コート代はどの区や市よりも高いと聞きます。 区民や区に在勤者への恩恵があってもいいのではないのでしょうか？ご検討、よろしくお願い致します。		庭球場の利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すことといたします。 ・当初案でお示した改定率⇒13.5%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%を適用) ・見直し後の改定率⇒7%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用) 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 なお、現在世田谷公園の駐車場については、職員等は常駐せずに営業しております。 また、コートの張り替えは、安全・快適な利用のため、適正な頻度で実施しております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
82	いつも大変お世話になっております。 この度は施設使用料改定案への意見を記させていただきます。 あらゆる物価が上昇している折、区民健康増進の為にスポーツ施設利用料の値上げまでされるのはいかがなものかと存じます。現状でも都立の施設の方が安価な状況で、さらに区の施設が値上げされるのは承服しかね、料金据え置きを再考をお願い申し上げます。		今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

No.	意見内容	件数	区の考え方
83	世田谷公園の庭球場を利用しています。区民利用施設使用料を見直すなら、合わせてコート整備の内容やコート整備の日数の見直しをお願いします。度々コート整備日が設けられますが、何かしてくださる様子は全くありません。草を刈ったり野球場との間のフェンスの隙間を埋める等改善してくださるのであればコートを閉鎖して整備して頂く事もやむを得ないと思いますが、全く改善されません。コートは使えないし改善もされない、それなのに使用料は値上げとは何の為の値上げですか？		庭球場の利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すことといたします。 ・当初案でお示した改定率⇒13.5%（公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%を適用） ・見直し後の改定率⇒7%（公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用） 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 また、庭球場は維持管理のため、定期的に人工芝に充填されている砂の敷き均しや補充を行っています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
84	総合運動場の温水プール料金の改定案について反対いたします。子供たちもプールが好きで、よく利用しています。現状は世田谷区民もそれ以外の人も同じ料金です。他の区民や市民も同じ金額です。他の多くの地域では、区別して料金を設定しています。まず、区民とそれ以外に区別し、区民以外の人の金額を上げて、それでも成り立たないのであれば、区民も上げて欲しいです。駐車場を見ると、世田谷ナンバー以外の車が多くあります。全てがプール利用者ではないにしても、区民以外の人々が利用しているのも事実です。もう少し区民に寄り添う改定案にして頂きたいです。		区のスポーツ施設では、区内に住所を有する方を対象に運営しておりますが、施設の使用状況に余裕がある場合は、区内に勤務先・通学先を有する方の利用も可能としています。区民以外の利用によって区民の利用に支障が生じていることが明らかとなれば、現在の運営方法を見直すなどの改善を図っていきたいと考えており、いただいたご意見を踏まえながら、引き続き状況把握に努めてまいります。
85	体育館代の値上げがありますと健康増進として体育館を利用していますが、大変困ります。是非据え置きてお願いいたします。		今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
86	公園施設スポーツ施設 使用料の改定案に反対のご意見を申し上げます。 理由1. 前回の値上げから期間が近すぎる 理由2. 世田谷近隣区の料金と比較して既に高い 理由3. 区民の健やかな生活は経済の動向と密接であり、利用しやすい金額であることが大切 よろしくをお願いいたします。		①前回の値上げから期間が近すぎるとのご意見について 平成22年12月に策定した、現行の「適正な利用者負担の導入指針」では、使用料等の改定を概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、前回は平成30年10月に料金改定を実施した後、令和元年10月に消費税率が8%から10%に上げられましたが、管理運営経費の削減を図ることで、料金は据え置きとしました。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ②世田谷近隣区の料金と比較して既に高いとのご意見について 各自治体において、それぞれ適正な利用者負担に努める中、自治体ごとの財政状況や、施設の更新時期、維持管理コストなどの諸事情により、利用料金の差が生じることとなります。 ③区民利用施設は、利用しやすい金額であることが大切とのご意見について 公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。

No.	意見内容	件数	区の考え方
87	【大蔵第二テニスコートの照明代について】 照明利用は1時間単位になっていますが、30分単位にできないでしょうか。早朝6-7時に任意で照明をよく利用しますが、冬至近くでない限り6:30迄で充分です。環境面からみても無駄な電力消費を防げるので良いと思います。 また、その上で、夕方の照明も早朝と同様に“任意”にできないでしょうか。灯りをつけるのは17時30分や18:30からでも十分な期間もあると思います。受付の方の作業が煩雑になるとお考えかもしれませんが、早朝の照明利用は当日窓口にて口頭で伝えているにも拘らず請求で今まで一度もミスはありません。 諸事情による値上げは致し方ないと思いますが、区民の健康促進の為に、利用者負担を減らす工夫をお願いしたいです。		テニスコートの照明は、使用する時期や天候状況に応じ、プレー中の安全を確保するために必要な照度となるよう点灯・消灯を行っております。団体ごとの任意により点灯・消灯を行いますと、テニスコート全体で十分な照度を確保できない恐れがあることから、現時点におきましては、現行の運用を継続することとさせていただきます。 なお、環境への配慮や利用者の負担軽減も大切な視点であると考えており、いただいたご意見は、今後の検討にあたっての参考として活用させていただきます。
88	世田谷区のテニスコート使用料土日3,440円は高すぎます。 杉並区:2時間1,500円 調布市:2時間700円、2,400円 狛江市:2時間1,400円 新宿区:2時間1,500円 中野区:2時間1,000円 しかも、世田谷区以外で更新料など徴収している市町村はありません。 そもそも、更新料とは何のために徴収しているのでしょうか？ 平日コートの使用を止めてまで、しょっちゅうコートの手入れをしているようですが、そのためですか？ あんなに頻繁に手入れは必要な無いと思いますし、全くの無駄使いです！ 値上げの頻度も高すぎます。 区民の楽しみのための施設ですのに、区民に赤字の負担を押し付けしないで下さい。 断固値上げには反対します！		①更新料とは何のために徴収しているのかとのご質問について けやきネット登録に関する更新料を指した質問と解釈してお答えします。 けやきネットの利用者登録料及び更新料は、抽選予約を有利にすることを目的とした複数の団体登録を抑止するため、平成30年度に導入しました。一定の効果を上げていることから、趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。 ②値上げの頻度が高いとのご意見について 平成22年12月に策定した、現行の「適正な利用者負担の導入指針」では、使用料等の改定を概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、前回は平成30年10月に料金改定を実施した後、令和元年10月に消費税率が8%から10%に引上げられました。管理運営経費の削減を図ることで、料金は据え置きとしました。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ③テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ
89	私は、総合運動場温水プールでコースをお借りして、子どもたちと水泳のレッスンをしております。施設使用料改定に伴い、お願い申し上げます。 かつて、小学校の水泳授業は6月中旬から始まり、夏休みは10日間くらい、二学期は中旬まで行われてきました。しかし近年の異常気温のため近隣校では夏休みの練習は中止になることが増え、二学期は設定されず子どもたちの水泳授業時間が減少しているという実態があります。水の事故から命を守るという基本的な水の対処の指導が減っている状況のなか、子どもたちの公営プールにおける水泳指導の大切さを痛感しております。 当クラブは大蔵運動場温水プールが創設され、団体貸し出しを始めたときに発足し、現在に至っております。 その間、コース使用料は改定されておりますが、コーチたちの指導料は30年間一度も値上げせず何とか運営している状況です。 今回の改定案によると、「ホール」や「集会室」の3割に比べ、プールの値上げ率は1.13割と低いですが、使用頻度が圧倒的に違うため大きな打撃です。 兄弟姉妹で通っている家庭も多く、今後短絡的に会費値上げを施行することは絶対に避けたいと思っております。 今回の使用料見直しのあらましの中に、「こども、子育て応援都市」として子どもや子育て家庭に対する経済的支援を進める観点から という文言がありました。 個人利用は、新たに子ども料金の設定がされたり、対象年齢も引き上げるということです。これを機に是非団体利用にも子ども料金の導入をしていただければ、強く希望いたします。		子どもの個人利用では、各スポーツ施設の温水プール、大蔵第二運動場の屋外プール、尾山台地域体育館の個人利用等において、これまでも一般料金よりも低額な子ども料金を設定しております。今回の見直しでは、これを拡大し、子ども料金の対象を「中学生以下」から「18歳以下」まで大幅に広げるとともに、対象施設として、新たに各公園施設の洋弓場、各スポーツ施設のトレーニングルーム（利用は15歳以上から）、大蔵運動場の陸上競技場、武道場、弓道場、エアライフル場等や、大蔵第二運動場のゴルフ練習場の個人利用にも広げることとしております。 これらの見直しに加え、さらに団体利用における子どもを対象とした割引制度を導入することにつきましては、団体登録制度そのものを見直す必要があるとともに、区民全体の税負担と施設利用者の受益者負担のバランスなどの観点から、現状では広く区民の皆さまのご理解を得ることは困難であると考えておりますことから、今後の検討課題とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
90	プール使用料値上げに反対する意見 当会は、高齢者の体力推進、維持を目的に、毎週、水中ウォーキングを烏山中学のプールを1コース使用しています。構成員は、70代・80代で、4月平均年齢79.1歳です。私たちは生活機能低下を防止し、寝たきりにならないように、膝痛や腰痛にならないように取り組んでいます。整形外科の医師も推奨しています。医療費や介護保険費用の抑制にもなり、私たちの誇りでもあります。 今回の値上げは大幅であり、とても容認出来ません。現在毎週行っている練習の回数を減らさざるを得なくなるか、大幅な開閉の値上げをしなければなりません。 過去の値上げのたびに、今までいた団体が姿を消し、あひるの会もその度に値上げし、やめる人が出てきています。会そのものの存在も危ぶまれます。 世田谷区は、団体使用料の高齢者支援が全くありません。他区では、65歳以上の高齢者団体使用料が無料だったり、団体使用料が半額となっている区がほとんどで、世田谷区が1番高い使用料を払っています。 高齢者の個人の使用料は、2時間150円と安く設定されていて、良いことと思います。どこの世界でも団体料金が安いというのが常識ではないでしょうか。 是非、プールの団体使用料を値上げしないでください。 高齢者・子ども・障害者の団体使用には、料金の減免をお願いします。		施設の機能維持のためには、人件費や光熱水費など、管理運営経費がかかっており、施設利用者には、その一部を使用料・利用料金としてご負担いただいているところです。この間、事業の一層の効率化に取り組み、各施設のコスト削減を図っておりますが、昨今の人件費や光熱水費等の高騰に伴い、将来にわたって区民サービスを提供し続けるためには、全庁的に施設使用料・利用料金の改定が必要な状況であり、ご理解をお願いいたします。 高齢者のスポーツを通じた社会参加の意義をふまえ、高齢者(65歳以上)の個人利用料金につきましては、一般よりも低額な料金設定をさせていただいております。 団体利用については、構成員の年齢確認等を含め定義づけが困難であり、区民全体の税負担と施設利用者の受益者負担のバランスなどの観点から、今後の課題とさせていただきます。
見直しの考え方		9	
91	総合運動場のプールを利用しています。 区民が維持費用を負担するのであれば、値上げ前に、区民以外の利用者からは割増利用利用料金を取るべきだと思います。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 区民利用施設では、利用状況に余裕がある場合、区民以外の方で区内に勤務先・通学先を有する方の利用を可能としている施設が多くあるものの、区民が利用する場合の使用料の額との区別が設けられていない施設が多くございます。区民以外の利用が多いなどにより、区民の利用に不便が生じるような事態が生じているようであれば、料金の差別化などにより改善を図る必要があると考えています。今後、区民利用施設における区民と区民以外の方の利用については、現状把握と課題の確認を行い、区民とそれ以外の方の利用にかかる料金の差別化などを含めて検討してまいります。
92	一般の料金を上げるのなら、高齢者も上げた方がいいのでは？ 前回の値上げでも一般だけだったと思います。せめて定期券は上げないでほしいです。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 高齢者、障害者、子どもの個人利用料金は、前回の改定時には据え置きとした経緯もあり、現行の料金については、一般料金との差額がさらに広がった状態にございます。 今回の改定にあたっては、一部の施設の高齢者の料金については、外出や社会活動への参加をより一層促したいという観点から、一定の配慮を行っておりますが、原則、高齢者、障害者、子どもの個人利用料金についても、一般料金と同じ改定率で改定させていただきます。ご理解をお願いします。
93	大蔵温水プールをいつも利用させて貰っています。近年のエネルギー価格、人件費高騰、さらにふるさと納税による税流出などで、今の入場料で持続可能なのか？と、いつも思っています。価格改定は納得です。 問題は大人料金と、高齢者及びその他の料金の差が大きすぎる。高齢者はフローの所得が少なくとも、資産が多い方も場所柄多くいるはず。 私は70歳ですが、私から観ても大人と高齢者の料金が乖離しすぎ。乖離を縮めるべきと思う。地方税の主たる負担者である現役世代に負担過大は避けるべきではないか？		No.92と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
94-1	施設使用料見直しの考え方について 平成22年12月の「適正な利用者負担の導入指針」について、改めて見直しを行っていただきたい。 施設使用料見直しの理由について、経費全体は令和4年度で105.5億円、利用者の使用料等の負担は約4.5億円で経費全体の6%とされている。これにはたいした負担ではないという印象操作だと感じる。これについては平成4年度ではなく、令和5年度の決算に基づくデータで表示して頂きたい。なぜなら、令和4年度では新型コロナの影響がまだ残っており、区民の施設利用が少なかったからである。経費に土地購入費や減価償却費を算入しないということになったことについては歓迎したい。なぜなら、区民利用施設は利用する区民だけで設置されるものではなく、区民全体の税金によって設置されて然るべきものと考えからである。その施設を利用するか利用しないかは区民のニーズによって異なるものであり、利用するつもりがないから施設設置費用を自分は負担しないということを主張することはあり得ないことである。そんなことを許容したら、子どものいない区民は学校設置の経費は負担しないということまで許容されることになってしまうからである。 そこで次の問題は、施設利用料を利用者が負担すべき経費はどの程度かという問題である。その考え方としては2つあると考える。一つは、利用者が利用しなかったら発生しなかったであろう経費に限って利用者が負担するという考え方で、利用したことによる経費相当額を受益者である利用者が負担するという考え方である。利用しなくても発生する経費負担まで利用者が負担する筋合いはないという考え方である。 もう一つは、人件費等を含む管理運営経費全体に対する負担は施設利用者が負担することは許容しても、1年間の時間軸の中で、一コマ2時間という時間的な割合と、全館貸切ではなく、占有した空間に応じた部分を負担をするという空間に対するコストを考慮して負担額を計算するという考え方である。 第一の考え方から考えると、利用者が利用してもしなくても発生するコストを利用者が負担する必要はなく、利用者が負担すべきコストはせいぜい照明や空調に対する使用時間に応じたコストを負担すれば良いということになる。電気料金は、全国家庭電気製品公正取引協議会「電力料金目安単価」から1kWhあたり31円(税込)とされている。2時間使っても62円だ。利用する空間の大きさによって、仮に2倍になっても124円だ。その程度の利用料で済むということになる。 第二の考え方では、受益者負担を求める場合、利用されなかった分のランニングコストの分まで、たまたま利用した者に負担させるというのは受益者負担とは言えない。実際に利用しなかったのだから受益者ではないからだ。利用者は施設全体を借り切って全コマ、全部屋を利用したわけではない。利用されなかった施設のコストは、施設利用を受益しなかった全区民が負担すべきであるというのが文字通りの「受益者負担原則」であると考え。そういう施設を設けた以上、結果的に受益しなかったことについては全区民で負担すべきものである。それをたまたま利用した区民に上乗せ負担させようというのは間違っている。つまり受益者負担の一コマ当たりの計算式は全区民利用施設のスペースの大きさと、1日で利用可能な9時から22時までの13時間の一コマ分を負担すれば良いということになる。烏山区民センターの事例ということで計算すると総コスト×全コマの13分の2×全7部屋の7分の1=0.22=2.2%となる。つまり6%の負担は利用されなかった分のコストを利用者に上乗せする不当に過大であり、2~3%の負担が妥当な施設利用料となる。		①令和5年度決算で算出した、利用者負担割合について 令和5年度決算で算出した施設の管理運営経費における利用者の負担割合については、約4.3億円で管理運営経費全体の約5.4%となります。 ②「適正な利用者負担の導入指針」の見直し等について 平成22年12月に策定した「適正な利用者負担の導入指針」については、策定時からこの間改訂を行っていないことから、今後、今回の改定方法を参考としながら標準的な改定方法について記載するなど、見直す予定でございます。 適正な利用者負担割合の考え方については、ご意見のとおり、コスト×利用者負担率の額を施設使用料等で確実に埋めようとする、利用率が低い施設ほど使用料等が高くなるという結論になってしまい、公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているという設置目的からしても妥当ではなく、また、使用料等が高いことを理由に、施設が使用されなくなってしまう結果となることは望ましくないと考えております。 区としては、適正な利用者負担割合は施設使用料等の改定のみで達成するのではなく、施設に係る経費の削減や施設運営におけるサービス向上による利用率の改善に併せて取り組み、達成するものであると考えております。 今後、いただいたご意見も参考にしながら、「適正な利用者負担の導入指針」について改訂してまいりたいと考えております。

No.	意見内容	件数	区の考え方
94-2	先日当団体の会の会合を持った際、参加した方から施設使用料を参加者から徴収するのに負担感があって、活動を継続することに難しさを感じているとのことだった。したがって、今回の施設利用改定については、値下げするか、無償化に踏み切るかが世田谷区としての選択肢であると考えます。 教育の無償化が問われている昨今、文科省は、「社会の変化に対応した学習機会の提供として、学校卒業後に生きる期間が人生の7～8割に達し、社会変動の影響を受ける期間もまた長期化することを踏まえ、人々に多様な学び直しの機会を提供していくことが求められます。」としている。学校教育の無償化に合わせ、社会教育の無償化にも世田谷区が全国的に先進的な取り組みを行っているということを中心から期待したいところです。 平成22年12月の「適正な利用者負担の導入指針」について、改めて見直しを行って、社会教育の無償化により、世田谷区民が生き生きと社会教育を享受することで地域の活性化を実現できるようにしていただきたい。そのことによるクロスセクターメリットはより大きくなると考えます。		
95	1 基本的なスタンス、 ・受益者負担が原則と考える。併せ、使用する人、しない人がいるのだから、料金的にも類似民間施設と大きくかけ離れることのない料金設定であるべきと思う。即特定の利用者の為に、区が大きな負担をすべきではないと思う。 Q1 それぞれの施設料金につき、類似民間施設との比較はどうなっているか？ Q2 施設の使用の仕方は多種多様で、単なる趣味の集まりから結構な会費を取っての集まりがあると思う。一律料金でよいのか？（英会話教室、学習塾等々） Q3 使用を禁ずる使い方の基準は何か？またそれらをチェックしているのはどの部門か？過去に使用を禁じた例は？ 2 例示として、船橋公文書庫、 Q4 施設の一部を”独占的”に特定団体が利用していることはないか？ある場合、その理由は何か？ Q5 当該利用団体は、HPにおいて、「練習会場は一箇所 K です。」と表示しており、あわせ練習日程においても、会場名の具体的明記はなく、単に K と表示している。ス様表現をしなければならぬ背景は何か？ Q6 他世田谷区の団体で、区民ホールを”優先的”に利用している団体がある。ただ、この施設は並行して利用の申し込みを受け付けている。ス様優先的適用を受けられる要件は何か？ 3 例示として、陶芸室、 Q7 (4陶芸室それぞれについて)施設の維持経費と当該陶芸室からの徴収金額はどういうバランスとなっているのか？とてつもない区の費用負担となっていないか？類似民間施設との比較は？		<u>Q1について</u> 民間類似施設における使用料等やサービス水準の比較については、区の施設使用料等改定の算定基準そのものではございませんが、駐車場料金やスポーツ施設など、選択的かつ私益性の高い施設においては、使用料等の設定において参考とすることもありうると考えております。 <u>Q2について</u> 現在、たとえば各区民会館のホールについては、営利目的で使用する際、使用者が入場料その他これに類する料金を1,000円以上徴収する場合は、「基本使用料×5割増し」の料金をお支払いいただいております。既に営利利用と非営利利用で異なる料金が設定されています。 <u>Q3について</u> 入館等の制限については、各施設の条例に規定されています。 <u>Q4について</u> 世田谷区音楽活動団体支援要綱に基づき、練習会場として使用しています。 <u>Q5について</u> 団体のホームページのご質問については、該当団体にお問い合わせください。 <u>Q6について</u> 区民会館、区民センター等の区民利用施設の使用について、区と共催して実施する事業や公共に資する事業(公共的団体が実施する公共的事業)につきましては、通常の予約期間よりも優先して予約しております。 <u>Q7について</u> 陶芸窯の維持経費のみで見れば各陶芸室の使用料でまかなえておりますが、陶芸室全体の維持経費については当該陶芸室を含む区施設(学校・地区会館など)全体の維持経費として区が負担しております。民間施設の場合はこのような施設全体の維持経費も利用料等に上乗せして徴収していると考えられます。
96	初めて世田谷区に意見をいたします。 私は世田谷区に1996～1998年と2001年～現在までお世話になっております。 国策のふるさと納税は最初から世田谷区のサービスの低下に繋がるのはわかっていて、私はふるさと納税せずに納税しています。 納税データからわかるのだから、利用料の一律は不平等に感じます。 なぜふるさと納税した方々と同じ金額になるのでしょうか。 私は世田谷区の今回の料金改定は、大変不愉快です。 わかっていて対策できない区政を残念に思います。 もっと区民の為に使う地方にはないサービスのあり方を打ち出してください。 このままで行けば危機感を感じています。ゴミ回収とか減りそうで怖い。生活の安全を第一に、考えてもらいたいです。 よろしくお願いします。		長らく区政にご協力いただき、また、この度はご意見を頂戴しありがとうございます。 施設の管理運営経費が増加しているため、施設使用料等の改定は、施設機能を将来にわたって存続させるためには必要なものと認識しております。また、使用料に関して、ふるさと納税を行ったかどうかを基準として異なる料金を適用する案については、ふるさと納税制度が、ふるさとやゆかりのある自治体を応援するために法制化されており、その趣旨に照らしながら慎重に検討すべきものと考えます。 今回のご指摘は、使用料に限らず世田谷区におけるふるさと納税による財源流出対策全般にわたると思います。ふるさと納税による財源流出については区としても危機感を持っており、寄附の使い道の明確化や返礼品等の拡充による寄附獲得に取組むとともに、本制度の問題点の周知や、廃止を含めた制度の抜本的な見直しについて国への要望を行っております。 今後も区民の福祉向上に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

No.	意見内容	件数	区の考え方
97	区民施設を日頃から利用しています。現在、他区や都の施設と比べても高いと感じながら利用しています。議会で決定される前に一言申し上げます。そもそも、スポーツ施設であれ文化施設であれ、福祉施設であれ、区民のニーズがあるところで施設がつくれ、区民の福祉や教育、健康、文化を向上させるために活用されています。そうした施設に公的な資金が投入されるのは当然のことですが、それによって区全体の福祉や教育、健康、文化が向上していくことは、区民全体が総体として利益を受けているのです。その意味では区民全体のための施設活用に、個々の利用者が受益者負担を今でも続けていること自体が、区民の利用をより一層妨げる要因になっているとも言えます。そのうえ、昨今の物価上昇に便乗して区民施設の利用料を値上げするのは、区民の利用控えを促し、区民の福祉、教育、健康、文化の向上に逆行すると言わざるを得ません。ただでさえ、物価上昇によって現在の生活のみならず、将来の生活に不安を感じる区民が多いなか、区民施設の値上げは止めるべきです。区全体の福祉や教育、健康、文化の向上は、私益ではなく公益です。さらに言えば、区民生活の基盤と言える区民施設の利用を妨げるようなことは避けるべきです。福祉や教育、健康、文化の向上に逆行しています。地方自治体は区民生活の向上のために存在しています。今一度、区の実存意義はもちろん、税金の使い方も見直す必要があると考えます。公益性が極めて高い区民施設の利用に受益者負担を持ち込まないことが重要であり、これ以上の区民負担は認めるところは到底できません。以上		施設は特定の方が利用したとしても、その結果として区全体の教育、健康、文化水準が向上した環境は区民全体が利益を享受しているのだから、利用者にだけコストの一部を負担させるべきではないという意見と解釈いたしました。そのような考え方も当然あるものと受け止めております。区としても、公共施設は住民の福祉の増進のために設置されているため、なるべく低廉な料金で使用していただき、区全体の福祉の増進を図りたいと願っております。しかし、施設が利用された結果として生み出される区全体の環境向上とは別に、施設利用によってそのとき直接的な利益を得ることができるのは利用者自身であると考え、区の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部をご負担いただくこととしております。今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
98-1	「世田谷区の区民利用施設使用料等の改定案」について 1. 改定案に対するパブリックコメント募集に関わる要望事項。 ①「世田谷区の区民利用施設使用料等の見直しの考え方について」と「施設使用料等の改定額の案について」令和6年9月と同年11月に発表されているが、世田谷区の施設使用料等の基本的な考え方を知らないのをこれを機に区民に改めて説明願いたい。（基本的な考え方は何時定められ、時代の変化に応じてどのように見直されてきたのかを知りたい。） ②世田谷区が区民へ提供している施設については、経年の中で新たな分野（例：ゴルフ練習場等）が加わっている。新しい分野についての施設使用料等の定める基本的な考え方を改めて説明して頂きたい。 ③区民利用施設と同じような施設は他区、東京都や近隣市町村にもある。また、民間企業経営施設と競業する施設がある。今回の改定案にはそれらの施設との利用料比較資料が必要。利用料改定の検討には比較資料は欠かせない。 ④施設利用料以外のナイター照明利用料金についても同様に東京都や近隣市町村と比較資料が必要。 ⑤区民利用施設の利用状況、経営状況の資料が無い。区財政の負担が大きく且つ区民の利用が低調な施設についての存続の必要性等検討資料を公開願いたい。		①②「適正な利用者負担の導入指針」の策定及び見直し時期について 平成22年12月に策定した「適正な利用者負担の導入指針」において、世田谷区の施設使用料等の基本的な考え方を示しており、区HP（https://www.city.setagaya.lg.jp/02005/6050.html）からご覧いただけます。この指針を策定後、今回の見直しを含め、過去3回に渡り区民利用施設の使用料等の見直しを行っておりますが、見直しにあたっては、この指針に基づき実施しております。なお、この指針は策定時からこの改訂を行っていないことから、今後、今回の改定方法を参考としながら標準的な改定方法について記載するなど、見直す予定でございます。 ③④施設使用料等の見直しにあたっては、他自治体や民間類似施設の料金を比較したうえで決定すべき、とのご意見について 他自治体や民間類似施設における使用料等の比較については、区の施設使用料等改定の算定基準そのものではございませんが、駐車場料金やスポーツ施設など、選択的かつ私益性の高い施設においては、使用料等の設定において参考とすることもありうと考えております。 ⑤区民利用施設の利用状況や経営状況が分かる資料の公開について 区民利用施設の利用状況については、世田谷区統計書に掲載しており、区HP（https://www.city.setagaya.lg.jp/01110/5388.html）からご覧いただけます。また、経営状況に関する資料については、使用料等の算出基礎として用いた、施設別行政コスト計算書では、公共施設整備・運営の適正化を推進するにあたっての資料として活用するために、区が保有管理する施設の概要や施設ごとの費用と収入を一覧にまとめており、経費の推移をご確認いただけます。新公会計制度導入以降の平成30年度決算から令和5年度決算までの資料については、区HP（https://www.city.setagaya.lg.jp/01040/6233.html）からご覧いただけます。さらに、区民センターやスポーツ施設など、指定管理者を導入している施設については、毎年度利用状況や業務の収支に関する指定管理者からの事業報告を公表しており、区HP（https://www.city.setagaya.lg.jp/02005/9241.html）からご覧いただけます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
98-2	2. 今回の施設使用料等の改定は物価高騰や施設の管理運営費の増加が主因との説明であるが、 ①施設運営の管理運営が非合理的且つ管理不十分な施設や運営委託先への監督が不十分と思われる事象が垣間見られる。区が把握している施設の管理状況について説明願いたい。(Ex.総合運動場と大蔵運動場の受付業務を2か所に分かれたままにしている。同じくテニスコートの営業時間帯を別区分にして、使用抽選も複雑にしている。経営合理化の検討が必要。高齢の警備員を受付付近に配置している意義が使用者から見ていると不明。民間のゴルフ練習場は受付民間施設では無人にして経費節減しているケースがある。現状の大蔵ゴルフ練習場の料金レベルでは区が行う意義がない。且つ市場レベルより低くすると民業圧迫になる懸念がある。Ex.井山ゴルフ場) ②学校施設の管理経費も増加しているとのことであるが、その内容を具体的に説明願いたい。プール等安全管理の為に監視委員が必要なケースがあるが、テニスコートについては現状のサービス内容に鑑みても管理経費が増加しているとは思えない。他の区市町は公立学校の公開は原則無料で行っている例がある。テニスコートの設備管理状況は極めて劣悪な状態で放置されている物件がある。(烏山中学校テニスコートはサーフェスの修理状況劣悪、ナイター照明を邪魔する木立の伐採管理が全くなされていない。管理者に注文しているが区に上申しているが改善せずとの回答で放置されている。) ③ふるさと納税による財源の枯渇は区民としても憂いているが、地方税交付金を拠出している世田谷区の区民が利用する公共施設利用料金が交付金を受領している地方公共団体の施設使用料よりも大幅に高い水準の世田谷区現状に区民は大いに不満がある。 ④世田谷区の公園・スポーツ施設及び付帯駐車場を世田谷区以外の居住者が利用していて、区民の使用が妨げられている。世田谷区は面積が広く、公園、競技場は交通が不便な地域に立地しているので、区民の駐車場利用については区民の優先権や利用料の便宜が必要。 ⑤スポーツ施設利用については、例えば野球場の利用料とサッカー場とテニスコートの利用料を比較すると1人のプレイヤーの負担がテニスコートの方が何倍も高い。プレイする人数によっても比較が難しい側面はあるが、野球一面はゲームを主体に考えれば2チームのベンチ入りは36名~40名である。また、サッカーは30名内外である。テニスシングルスでは1面2名。ダブルスでは4名。ゲーム時間は内容によるが2時間で多くても6人が最大限。プレイヤー1人当たりの利用料負担という観点を検討して貰いたい。 夜間の照明代についても野球場、サッカー場とテニスコートの利用電力を価格に反映している現状とは思えない。照明代は明確な料金算出が可能であり、区民が比較しやすい料金でもあるので納得性がある精緻な比較資料が必要、且つ近隣区の施設との照明料金比較が欠かせない。尚、地球温暖化の影響で5月~11月中旬までのナイタースポーツ施設の利用ニーズが急速に高まっていることを付け加えておきたい。		①総合運動場と大蔵第二運動場の運営に関するご意見について 総合運動場と大蔵第二運動場につきましては、同一の法人を指定管理者に指定することにより、柔軟な人員配置が可能になるなど管理運営面での効率化に取り組んでおります。両施設をご利用する場合の利便性の向上につきましては、いただいたご意見も踏まえながら、今後いっそうの工夫を図ってまいります。 総合運動場と大蔵第二運動場の運営にあたりましては、各種業務の統合・共通化や、キャッシュレス決済の導入など、管理運営面での効率化とサービス向上に取り組んでまいりました。 そのうえで、今回の利用料の見直しは、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、施設の機能維持のために必要な人件費や光熱水費、委託料などの実際にかかる管理運営経費を踏まえ、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 今後に向けましては、ご意見を踏まえ、さらなる運営の効率化により施設の維持に要する区のコストを極力抑えけるとともに、両施設をご利用いただく際の利便性の向上を図ることにより、区民にとって施設がより身近で、魅力的な存在となるべく、一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。 ②学校施設に要する経費に関するご意見について 施設の機能維持のためには、人件費や光熱水費など、管理運営経費がかかっており、施設利用者には、その一部を使用料・利用料金としてご負担していただいているところです。この間、事業の一層の効率化に取り組み、各施設のコスト削減を図っておりますが、昨今の人件費や光熱水費等の高騰に伴い、将来にわたって区民サービスを提供し続けるためには、全庁的に施設使用料・利用料金の改定が必要な状況であり、ご理解をお願いいたします。 また、設備の管理状況につきましては、改めて状況を見直し、区民の皆様が快適にお使いいただけるよう努めてまいります。 ③他区よりも施設使用料等が高い、とのご意見について 限られた財源の配分は、自治体によって考え方が異なるという背景もあり、他自治体と比較する場合は、公共施設だけではなく他のあらゆる行政サービスを比較する必要があると考えております。 施設の使用料等について、世田谷区よりも安価としている自治体があることは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところです。このことは、限られた財源の中で施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 ④区民外料金の設定に関するご意見について 区民利用施設では、利用状況に余裕がある場合については区民以外の方で区内に勤務先・通学先を有する方の利用を可能とすることが多くありますが、区民が利用する場合の使用料の額との区別が設けられていない施設が多くございます。区民以外の利用が多いなどにより、区民の利用に不便が生じるような事態が生じているようであれば、料金の差別化などにより改善を図る必要があると考えております。 今後、区民利用施設における区民と区民以外の方の利用については、現状把握と課題の確認を行い、区民とそれ以外の方の利用にかかる料金の差別化などを含めて検討を進めたいと考えております。 ⑤施設使用料等の見直しにあたっては、室場ごとの利用者一人あたりの負担額の考え方を適用すべき、とのご意見について 施設使用料等の見直しにあたっては、施設の管理運営に要する経費を算定基礎としておりますが、いただいたご意見は、今後の施設使用料等の見直しの参考とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
98-3	3. 施設ごとの利用状況と使用経費を公開願いたい。そのうえで必要な施設、存続が不要な施設等の検討や管理の合理化の検討・実績等もお知らせ頂きたい。一般に野球・サッカー等多人数のプレイヤーが必要な競技種目の施設は平日の日中に空きが多いが、夜間や土日祝は利用者が多い。今回の改定案は施設総体の管理費議論だけで個別施設の必要性、管理の向上合理化等の区が行ってきた努力が区民に伝わらない。あるべき施設利用料の利用者負担がどうあるべきかを総合的に検討した結果であるべきと史料。		区では、世田谷区公共施設等総合管理計画において、公共施設の適切な管理、保全、更新等への取組みを定めております。施設における管理の合理化等については、各施設で取り組んでおり、今後も引き続き、施設の維持に要する区のコストの削減に取り組んでまいります。
99	担当者様 区政への日々ご尽力お疲れ様です。 今回の施設利用料を中心とした価格見直しは、国政が推進する価格転嫁の方針とも沿っておりますので、利用者としてはやむなしかと捉えています。 しかしながら、以前より解せないのが、区民、非区民(都民/非都民)での施設利用料金設定に差が無いことです。 多くの自治体で区内在住・勤務者とそれ以外の利用者で、施設利用料の差を設けている実態があります。 当方勤務先の港区に学んでいた新宿区など、特別区でも当然のように利用料に差を設けておりましたし、他県の公的施設利用時においては1.5倍程度の差は良く見受けられますが、その差額を当然として支払っております。 ところが、世田谷区だけはその差がありません。これは、区外利用者による区民ファシリティーへのフリーライドではないでしょうか。 区報を拝見しても、施設利用料は、料金に占める利用者負担分より、区民の税金による補填が多いことが分かります。これは、区民税を納めていない利用者への利益供与にあたるのではないのでしょうか。 事実、当方が良く利用する大蔵の運動施設は、駐車場に停まっている車のナンバーを見ても大半が区外(都外)からの利用者であることが分かります。 大蔵プールの夏期野外プール利用者に至っては、その大半が狛江や川崎方面からの利用であるようです。 区外利用者により満員となり、区民児童の利用に支障が出ている状況も鑑みれば、料金差設定は当然の対応かと考えられているところ、今回もその措置が見送られた理由を、区民に提示いただきたいと考えております。 真摯にご検討、何卒宜しくお願い致します。		他の自治体では、区内在住・在勤の方とそれ以外の方で、施設使用料に差を設けている施設があることは認識しております。 一方、区の区民利用施設では、利用状況に余裕がある場合については区民以外の方で区内に勤務先・通学先を有する方の利用を可能としていることが多くありますが、区民が利用する場合の使用料の額との区別が設けられていない施設が多くございます。区民以外の方が施設を利用する際には、管理運営経費の一部について施設使用料等として負担いただいておりますが、利益供与にはあたらないと考えておりますが、区民以外の利用が多いなどにより、区民の利用に不便が生じるような事態が生じているようであれば、料金の差別化などにより改善を図る必要があると考えております。 今後、区民利用施設における区民と区民以外の方の利用については、現状把握と課題の確認を行い、区民とそれ以外の方の利用にかかる料金の差別化などを含めて検討を進めたいと考えております。
その他要望		17	
100	祖師谷、千歳台地域の区民集会所等を利用させて頂いております。午後は2時間ごとに区切られていて多くの団体グループが利用できるし使用料も200円で、手頃と思っていますが、午前は3時間一コマのみで300円となっているのは負担感が大きく感じます。お昼の時間帯も含めて2時間ごとの区分けにし、調理、講演会等では2コマ使えばいいし話し合いのみは2時間1コマで済みますので、検討をお願いします。とにかく区民が安価に施設利用できるようにしてください。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 なお、施設の開放時間枠に関するご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。
101	使用料の値上げはこまります。再考して欲しいです。午後12時30分からのこま時間設定にも困っています。12時30分からの時間は一般的には昼食時間。そのため、集まるのには無理があります。 また、1こま2時間以内で、準備・本会・後始末などを時間内に納めることが難しい。結果、2こまを予約しなければならぬ。2こまをフルに利用するわけではないのに、時間オーバーを避けるために2こま分の使用料を払うのはきついです。		No.100と同じ
102	砧総合支所の駐車場料金について ①15分100円→15分120円とあるが10円単位は細かすぎる。100円単位にしてほしい ②近隣の駐車場料金と比べて安すぎる。区は近隣の駐車場料金は調査しているのか。 周りに安いことで車が集まり、支所に来た人が止められないという事はないのか。 ③今時、現金しか使えないというのはいかがなものか。 クレジットカード、バーコード決済、鉄道系ICカードが使える様にしていきたい。		駐車場料金につきましては、周辺の民間駐車場や他の公共施設料金とのバランスを考慮の上、設定しております。 しかしながら、いただいたご意見等を踏まえ、今回は設定時間の単位を見直すことで、バランスを図ることといたしました。 なお、総合支所を利用される方に不便が生じることはないよう、引き続き各駐車場の適正な管理・運営に努めてまいります。 決済方法など設備に関するご意見につきましては、今後の駐車場の管理・運営の参考とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
103	砧総合支所における駐車場に関して 15分100円→15分120円とあるが10円単位は細かすぎる。100円単位にしてほしい。 近隣の駐車場料金と比べて安すぎる。区は近隣の駐車場料金を調査しているのか。 周りより安い事で車が集まり、支所に来た人が止められないという事はないのか。 ナンバー自動読み取りや、クレジットカード、バーコード決済、鉄道系ICカードを使える様にしてほしい		No.102と同じ
104	砧総合支所の駐車場について意見を述べさせていただきます。料金を15分100円を120円にするとのですが以下の点が気にかかります。 ○10円硬貨を使用するので煩雑になります。単位は100円単位として時間で調整できませんか。 ○近隣駐車場と比較して安すぎるため自動車が集中します。よって総合支所に用件があっても満車で入れない事があります。 (近隣並みに値上げしても、総合支所利用者は無料になるので問題ありません。) 解決先としての提案 ○100円単位の支払いとし、無理ならばカードやQRコード決済を可能としてください。 ○一般用の駐車場はやめて、砧総合支所、成城ホール専用の駐車場とし、砧総合支所の利用者が利用できない事がないようにしてください。 以上意見を述べさせていただきます。		No.102と同じ
105	いろいろな施設を利用したいけど、近くに施設がない。奥沢、二子玉川地区は見放されてる施設は世田谷の中央にかたまっている。世田谷区は都内でも大きい区なのに、施設が少なすぎる		区では、区内全28地区における公共施設の配置状況や施設種別ごとのニーズを踏まえ、「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂(第2期)(令和6年～18年)」にお示している施設整備の考え方に基づき、取組みを進めております。 例えば、ご意見いただいております奥沢及び二子玉川地区は、児童館の未整備地区に該当するため、児童館整備の検討を行っており、奥沢地区では令和9年度に奥沢児童館の開設を目指し、整備事業を進めているところです。また、二子玉川地区においても、玉川地域内にある野毛青少年交流センターの今後のあり方とともに検討していくこととしております。 引き続き、いただいたご意見も参考にさせていただきながら、必要な公共施設の整備を着実に進めてまいります。
106	施設かどうか分からないのですが、区の予約制乗合ワゴンについて。 何度か利用しようとしたことはありますが、ほとんど予約が取れない状況で、必要な時間の2時間3時間先なら取れるというような返事で、一体どのくらいの方が利用しているのかも不明です。ごく一部の利用者に区の予算を使うような配分はまずやめて欲しいと思います。まあ施設利用というのも一部なのでしょうが。		区では、公共交通不便地域対策として、令和5年5月1日から、砧・大蔵地区において、地域や運行事業者と協働しながら、AIとワゴン車両を活用したデマンド型交通による実証運行に取り組んでおります。運行開始から約1年半を迎え、1か月あたり600人程度の方にご利用いただいている一方で、利用日時の直前になるにつれて、予約が取りづらい状況が生じております。ご利用されたい方にはご不便をおかけしておりますので、区では予約が取りやすくなるように、利用者の方の需要に応える対策に努めております。また、予約はご利用の1週間前から30分前まで可能ですので、早めにご予約をいただくこともご検討願います。
107	ふるさと納税をせず、全額世田谷区に納税している人は、料金割引の特典があってもよいのではないのでしょうか。		ふるさと納税を行ったかどうかを基準とした割引適用については、ふるさと納税制度が、ふるさとやゆかりのある自治体を応援するために法制化されており、その趣旨に照らしながら慎重に検討すべきものと考えます。一方で、区民の皆様に対する割引メニューの充実については、利用率を上げて収入を確保し、公共施設におけるサービスを向上させることにもつながりますので、今後の施策の参考とさせていただきます。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
108	各区民ホールの利用料は、営利のための利用と非営利目的での利用とで別料金にしたいと思っています。		現在、各区民会館のホールを営利目的で使用する際、使用者が入場料その他これに類する料金を1,000円以上徴収する場合は、「基本使用料×5割増し」の料金をお支払いいただいております。既に営利利用と非営利利用で異なる料金が設定されています。

No.	意見内容	件数	区の考え方
109	概ね物価上昇率に即しており、妥当な範囲内と考えるが、下記については見直してほしい。 ・高齢者価格の見直し。 →今の高齢者は恵まれているので、一般利用者も使う施設で優遇する必要性を感じない。せいぜい既存で高齢者価格が設定されている施設のみ平日日中の利用料を3割引程度とし、土休日や学校休業日は混雑緩和も兼ねて一般料金適用で良いのではないかと。また、新規設定は不要。特にスポーツ施設については民間の安価なジムも多くなってきたので、区が積極的に割引く必要はないのではないかと。 それよりも学生や社会人とはいえまだ収入が不安定な30歳未満の若年層への優遇が必要ではないかと。18歳以下の割引価格設定は子育て支援という面からも妥当。 ・自転車駐輪場の価格について →月極は妥当だと思うが、日極については数時間使う際の民間駐輪場との価格差が大きいのではないかと。今後駐輪場管理員の人材確保が難しくなることも見込まれるので、今回は価格を据え置く代わりに、今後時間極管理が出来る機械式駐輪場に置き換えていくことも検討されたい(例えば小田急線の高架下駐輪場は10時間100円だが、長時間置けば200円になるので、管理合理化も含めてこれ位が妥当ではないかと)。 ・シャワー室の料金について →130円という単価は中途半端なので、100円のまま利用時間を4分にするとした施策は出来ないのか。 また、その他の施設の個人利用の支払については、半端な金額を支払うための小銭の用意が利用者・施設管理者とも煩雑になることが見込まれるので、極力キリの良い単価にするか、キャッシュレス決済(有人支払施設についてはセタがやPay)を必ず導入してほしい。		・高齢者価格の見直しについて 高齢者、障害者、子どもの個人利用料金は、前回の改定時には据え置きとした経緯もあり、現行の料金については、一般料金との差額がさらに広がった状態にございます。 今回の改定にあたっては、原則、高齢者、障害者、子どもの個人利用料金についても、一般料金と同じ改定率で改定させていただきますが、一部の施設の高齢者料金については、外出や社会活動への参加をより一層、促したいという観点から、一定の配慮を行っております。 なお、若年層で経済面において困窮する方への支援については、施設使用料等に限らず重要な要素と考えていますので、引き続き課題を整理したうえで、検討してまいります。 ・自転車駐輪場の価格について 自転車駐輪場の月ぎめ・日ぎめ・時間ぎめ価格は、条例上限額を示しています。 そのため、各駐輪場の料金については、周辺の民間駐輪場の価格等も参考に、条例上限額内にて決定いたします。 ・健康増進・交流施設のシャワー室の料金について 健康増進・交流施設のシャワー室の料金についてですが、区民意見募集でお示した資料に誤りがあり、正しくは10円単位の料金に改定した場合、取り扱う小銭が増え、管理の煩雑さが増すため、料金は据え置くこととしておりました。お詫びして訂正いたします。 ・施設利用時のキャッシュレス決済の導入について 今後も施設機能を維持するためには、使用料等の改定だけでなく施設運営におけるサービス向上にも併せて取り組む必要があると考えております。世田谷区では、施設使用料等のお支払いに限らず、様々な場面でキャッシュレス決済を利用できるよう順次拡大を進めております。 いただいたご意見も参考に、引き続き、サービスの向上に取り組んでまいります。
110	管理運営経費の増加とありますが、具体的な経費一覧や、少なくとも3年間分の変化がみることは可能でしょうか？何が増加しているのかを定量的に把握できないと、一律130%の値上げが妥当なのかわかりません。 数字をみただけの個人的な意見ですが、累進的に、金額の高い部屋は増加の割合を下げる必要があると感じています。 ご検討いただけますと幸いです。		①・管理運営経費の具体的な経費一覧について 使用料等の算出基礎は、施設別行政コスト計算書に記載の「物件費(うち土地建物設備賃借料のみ除く)」、「扶助費・補助費等」、「人件費」を合算したものを「管理運営経費」としてしております。 使用料等の算定にあたっては、①平成30年度決算と令和5年度決算の管理運営経費を類似施設のグループごと(区民集会施設等、文化施設)に比較し、その増加割合に平行して各施設の使用料等の額を一律スライドさせ、額を算出します。②次に①で算出した額に急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を加えます。③さらに各施設の実情に応じた調整を加え、改定額を算定しております。 なお、使用料等の算出基礎として用いた施設別行政コスト計算書は、公共施設整備・運営の適正化を推進するにあたっての資料として活用するために、区が保有管理する施設の概要や施設ごとの費用と収入を一覧にまとめたものです。新公会計制度導入以降の平成30年度決算から令和5年度決算までの資料については、区HP(https://www.city.setagaya.lg.jp/01040/6233.html)からご覧いただけます。 ②累進的に金額の高い部屋は増加の割合を下げるべきとのご意見について いただいたご意見は、今後の施設使用料等の見直しの参考とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
111	①増加したコストに関して人件費の割合がわかりませんが、かなり態度の悪い方がいらしたりとても対面のサービスとしては悪い状況があります。 よりオンライン化やシステム化に投資し、人を減らし、人件費を削減しコストを抑えるか優良なサービスに変わるのであれば利用料金の改訂に納得できます。 いまだに使用ごとに用紙への記入がアナログであるのは環境への配慮もされていませんし、無駄が多いと感じます。目に見える無駄がある状況で利用料金の改訂は受け入れ難いです。 ②子ども料金などの使用料の変化には賛成です。それができるのであれば人気のある時間帯ごとに価格の調整をしていただきたいと思います。 利用率を見た際に利用している実感としてはこんなに低いのか？という感覚です。なかなか予約が取れないと思っているので全然使われていない時間や施設があるのでは？と思います。(例:日曜の20:00～22:00は大体どこも空いている。) 料金に差をもたらすことで現在、不人気な施設や時間帯にも人が流れる理由ができ、資産の有効活用ができるのでは？と感じます。		①経費削減とサービス向上の取組みに関するご意見について まず、施設スタッフの接遇に関し、ご不快な思いをされたことにつきまして、お詫び申し上げます。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 しかし、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料等の引き上げによってのみ実現できるものではなく、ご意見のとおり、経費削減についても併せて取り組む必要があると考えております。 いただいたご意見も参考にさせていただき、今後もコスト削減に取り組んでまいります。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ②時間帯ごとの需要に応じた価格設定の導入に関するご意見について 公共施設で稼ぐという取組みについても重要であると認識しております。公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、施設の設置目的などを逸脱しないよう注意する必要がありますが、いただいたご意見も参考に、公共施設で稼ぐ手段として検討していきたいと考えております。
112	大蔵第二運動場のトレーニングルームを利用させていただいています。 コロナ以降、昔よりサービス品質が落ちている状態の利用料金値上げにはがっかりです。 世の流れで仕方がなく賛同しますが、高齢者の利用料金ももう少しあげてください。 現在、3時間利用が660円と250円では差がありすぎます。今は高収入の高齢者が多いので、所得に応じた利用料金にしていきたいと思います。 私は現在57歳ですが、私が65歳以上になった際に、私の年代以降はバブル崩壊でまともに働いていない人が多い状態で、高齢者が増えすぎて1,000円以上支払うことになると思います。 もっと将来を見据えた試算をお願いします。 またふるさと納税で減収しているなら、ふるさと納税を世田谷区以外にしている人は別料金とするなど考慮をお願いしたいです。私はずっと世田谷区に高い税金をお支払いしています。 また東京都の他の市や区は在住、在勤以外は別料金を取ったりしているのに、なぜ、世田谷区はそうしないのでしょうか。 余裕がなく区民に負担を強いるなら、納得いく説明をお願いしたいです。 値上げするためにサービスを強化するなどの記載が一切ないのも不満です。 よろしくお願いいたします。		①高齢者価格の見直しに関するご意見について 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 高齢者、障害者、子どもの個人利用料金は、前回の改定時には据置きとした経緯もあり、現行の料金については、一般料金との差額がさらに広がった状態にございます。 今回の改定にあたっては、一部の施設の高齢者の料金については、外出や社会活動への参加をより一層促したいという観点から、一定の配慮を行っておりますが、原則、高齢者、障害者、子どもの個人利用料金についても、一般料金と同じ改定率で改定させていただきます。ご理解をお願いします。 なお、ご指摘の通り、社会構成員の年齢構造は今後変化してまいります。高齢者料金の対象年齢を見直すなど社会構成の変化に合わせた使用料の在り方について、今後の検討といたします。 ②区外料金の設定に関するご意見について 区民利用施設では、利用状況に余裕がある場合については区民以外の方で区内に勤務先・通学先を有する方の利用を可能とすることが多くありますが、区民が利用する場合の使用料の額との区別が設けられていない施設が多くございます。区民以外の利用が多いなどにより、区民の利用に不便が生じるような事態が生じているようであれば、料金の差別化などにより改善を図る必要があると考えております。 今後、区民利用施設における区民と区民以外の方の利用については、現状把握と課題の確認を行い、区民とそれ以外の方の利用にかかる料金の差別化などを含めて検討を進めたいと考えております。 ③サービス向上に関するご意見について 公共施設は、区民の福祉の増進を目的として設置されていることから、その目的を達成するためには、使用料等の改定だけではなく施設運営におけるサービス向上にも併せて取り組む必要があると考えております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
113	利用料の値上げに伴い、けやきネットの利便性をあげて欲しいです。 特に当日キャンセルが電話でなければならないのが不便です。 具体的には、当日キャンセルもネットで対応できるようにする、雨天や強風の時の当日無料キャンセルのガイドラインを作って、当日の連絡が不要となるようにして欲しいと思います。		けやきネット対象施設の内、一部の施設(260中60施設)が無人管理のため、地域の方の協力の下で施設管理していることから、当日のキャンセル・予約を電話での受付とさせていただいております。また、特定の施設のみ当日キャンセル・予約を受け付ける設定が困難となっておりますので、ご理解とご協力くださるようお願いいたします。 なお、いただいたご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。 また、今年度、台風に伴う当日連絡を不要とし、無料キャンセル扱いとする試行運用を行いました。今後、試行結果等を踏まえて、運用を整備してまいります。

No.	意見内容	件数	区の考え方
114	施設利用料の改訂にともない、実質的に各種料金の引き上げをされることは止むを得ず、概ね提案内容が妥当かと思えます。同時に提案されている既存制度の料金額の改訂にとどまらず、区民・利用者の利便性・厚生が増すような料金制度の見直しを実施していただきたいと希望します。 ひとつは、世田谷総合運動場と大蔵第二運動場の料金がまったく別立ってになっており、両施設を連続して利用する際に、二度購入する必要があり、なんら併用割引もありません。両施設を連続して円滑にできるような共通券のような仕組みを付加していただくことを希望します。 ひとつに、大蔵第二運動場の一か月定期利用券現行13800円の扱いです。本定期では、駐車料金3時間が無料になると承知しており、駐車場利用者であれば一回あたり600円相当の補助をうけているイメージと推察します。月20回の車による利用者は、駐車料金だけで12千円のメリットがあることとなります。自動車利用促進は、環境負荷を増大していないか、また相対的に高所得者への補助になっていないかと懸念します。徒歩あるいは自転車による利用者も多く、駐車場補助分を除いた定期券を創設していただくよう希望します。料金イメージとして、12千円の半分程度値下げする、あるいは高齢者利用促進のために高齢者用として創設するなどの工夫の余地があるかと思えます。 単純に料金改訂を行うだけで、区民・利用者の利便性・厚生拡大の労をおとしいただけないかお願い申し上げます。		将来にわたり持続可能な施設運営を行っていくには、利用料金の見直しだけでなく、施設運営におけるさまざまな工夫を行って利用者の利便性向上を図ることが大変重要だと考えています。 区はこれまで各設備の更新や施設改修、キャッシュレス決済の導入などのサービス向上に取り組んできたところですが、これにとどまらず、ご提案の総合運動場と大蔵第二運動場の併用割引の導入や、定期利用の見直しなどについて、今後、両施設の将来的なあり方を検討していく中での課題とさせていただきます。
115	施設がなかなか当選しません。一度も当選しないにも拘らず登録手数料を徴収されてしまうのは、残念な気持ちになります。せめて、その場合は登録手数料を免除していただけないでしょうか？		抽選予約を有利にすることを目的とした複数の団体登録を抑止するため、平成30年度に利用者登録(更新)料を導入しました。一定の効果を上げていることから、趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。 なお、いただいたご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。
116	この様な意見募集の機会を作って頂きありがとうございます！ 色々と利用させていただく中で、改善いただきたい点がいくつかあります。ちょっとトゲのある様な書き方になってしまうかもしれませんが、文句を言いたいわけではなく、一区民の意見として見ていただけると幸いです。 ●区民会館等の活用方法について ・要望1) 砧地区会館では、量の武道利用が禁止とされていますが、これを許可していただきたい。 ・理由 ① 汗などで量が傷む為とありますが、その他の利用(机や椅子を並べての利用など)と比較した際に著しく傷むとは思えません。同様の観点で考えるのであれば、裁縫などの利用による「針の落とし物」の方がその後の利用者の怪我等の危険性は高く、是正されるべきかと考えております。 また量は一定期間利用した場合に交換が必要な消耗品である認識ですので、その交換等に工数や費用が必要であることが問題である場合、一般的な量ではなく耐性の強い量への交換が望ましいと思います。 ② 区民会館の用途を減らした場合に、施設の利用者や利用時間帯が減少し、せっかくの施設が活用されず単純にもったいないと思います。さまざまな活用が可能である様にルールや設備を更新いただけるとありがたいです。 要望2) 利用後にほうきなどで掃除をするのですが、ゴミ箱がなく、集めたゴミの捨て方に苦慮しています。管理人の方の負担が増えてしまい恐縮ですが、ゴミを捨てる場所を小さくて良いので、作っていただきたいです。 要望3) その他 コロナの貼り紙はもう剥がしていいんじゃないでしょうか？ ●けやきネットについて <要望> ・とても使いづらいです。使いやすく更新して頂きたいです。(ここを変更して欲しいという指摘ができないレベルで全体的に使いにくいです。) 外注すればパッケージでサクッといいもの作ってもらえると思います。 ・当日予約もできる様にしていただけると嬉しいです。(システム上そうになっているだけな気がしていますが、当日予約がNGな理由があるなら伺いたいです。)		●区民会館等の活用方法に関するご意見について ・要望1) 砧地区会館の大広間・和室につきましては、汗などによる量の劣化のほか、建物の構造上も武道を想定した構造にはなっており、施設の損傷にもつながる可能性があるため、大変申し訳ございませんが、引き続き武道利用は禁止とさせていただきます。 ご指摘頂きました裁縫の「針の落とし物」については、怪我等の危険性があるため、今後も引き続き利用者に対して管理徹底を指導してまいります。 施設の用途の制限については、改築等により施設の環境に変更が生じた場合に、拡充を検討してまいります。 ・要望2) 利用後の自主清掃については、ご協力頂きましてありがとうございます。ご意見のとおり清掃後のごみを捨てる場所がなく、ご迷惑をお掛けしております。現在、施設利用者の方々には、ごみの持ち込み防止のため、ごみは持ち帰りとさせて頂いております。なお、清掃後に集めた砂埃等については、集めて頂いた後に施設内の掃除機で吸い取ってください。 ・要望3) 新型コロナウイルス感染症に関する表示物については、ご意見を頂きましたとおり撤去を致します。 ●けやきネットに関するご意見について ・けやきネットは、複数の自治体が導入しているパッケージシステムを使用しておりますが、ご指摘のとおり改善の余地があることは認識しております。 いただいたご意見は、今後のシステム更新時の参考とさせていただきます。 ・けやきネット対象施設の内、一部の施設(260中60施設)が無人管理のため、地域の方の協力の下で施設管理していることから、当日のキャンセル・予約を電話での受付とさせていただきます。また、特定の施設のみ当日キャンセル・予約を受付ける設定が困難となっておりますので、ご理解とご協力くださるようお願いいたします。 いただいたご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。

<参考1>使用料等改定施設及び改定額一覧

地区会館、区民集会所

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
50㎡未満 改定前単価(1時間・円) 100 改定後単価(1時間・円) 130	午前 2 時間	200	130	260			
	午前 3 時間	300		390			
	午後 2 時間	200		260			
	夜間 2 時間	200		260			
	夜間 3 時間	300		390			
	夜間 4 時間	400		520			
50～70㎡未満 改定前単価(1時間・円) 270 改定後単価(1時間・円) 350	午前 2 時間	540	350	700			
	午前 3 時間	810		1,050			
	午後 2 時間	540		700			
	夜間 2 時間	540		700			
	夜間 3 時間	810		1,050			
	夜間 4 時間	1,080		1,400			
70～100㎡未満 改定前単価(1時間・円) 420 改定後単価(1時間・円) 540	午前 2 時間	840	540	1,080			
	午前 3 時間	1,260		1,620			
	午後 2 時間	840		1,080			
	夜間 2 時間	840		1,080			
	夜間 3 時間	1,260		1,620			
	夜間 4 時間	1,680		2,160			
100～150㎡未満 改定前単価(1時間・円) 550 改定後単価(1時間・円) 710	午前 2 時間	1,100	710	1,420			
	午前 3 時間	1,650		2,130			
	午後 2 時間	1,100		1,420			
	夜間 2 時間	1,100		1,420			
	夜間 3 時間	1,650		2,130			
	夜間 4 時間	2,200		2,840			
150～200㎡未満 改定前単価(1時間・円) 900 改定後単価(1時間・円) 1,170	午前 2 時間	1,800	1,170	2,340			
	午前 3 時間	2,700		3,510			
	午後 2 時間	1,800		2,340			
	夜間 2 時間	1,800		2,340			
	夜間 3 時間	2,700		3,510			
	夜間 4 時間	3,600		4,680			
200～300㎡未満 改定前単価(1時間・円) 1,150 改定後単価(1時間・円) 1,490	午前 2 時間	2,300	1,490	2,980			
	午前 3 時間	3,450		4,470			
	午後 2 時間	2,300		2,980			
	夜間 2 時間	2,300		2,980			
	夜間 3 時間	3,450		4,470			
	夜間 4 時間	4,600		5,960			
300㎡以上 改定前単価(1時間・円) 1,600 改定後単価(1時間・円) 2,080	午前 2 時間	3,200	2,080	4,160			
	午前 3 時間	4,800		6,240			
	午後 2 時間	3,200		4,160			
	夜間 2 時間	3,200		4,160			
	夜間 3 時間	4,800		6,240			
	夜間 4 時間	6,400		8,320			

スカイキャロット展望ロビー

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
スカイキャロット	1時間	1㎡あたり	30	40		○	
コースメニュー			25,000	32,500		○	
パーティーメニュー			10,000	13,000		○	
ランチメニュー			5,000	6,500		○	
料理単品メニュー			3,000	3,900		○	
喫茶メニュー			2,000	2,600		○	
アルコールメニュー			15,000	19,500		○	

区民斎場(みどり会館)

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
葬儀利用	式場及び洋室	一式	84,000	91,560		○	
	式場	午前8時30分から正午まで	11,000	11,990		○	
		午後0時30分から午後4時まで	11,000	11,990		○	
		午後4時30分から午後10時まで	16,000	17,440		○	
		午後10時30分から翌日の午前8時まで	16,000	17,440		○	
	洋室	午前8時30分から正午まで	6,000	6,540		○	
		午後0時30分から午後4時まで	6,000	6,540		○	
		午後4時30分から午後10時まで	9,000	9,810		○	
		午後10時30分から翌日の午前8時まで	9,000	9,810		○	
	式場	1時間につき	3,200	3,480		○	
	洋室	1時間につき	1,800	1,960		○	
	仮安置室	1日につき	1,000	1,090		○	
葬儀以外の利用	式場	午前9時から正午まで	900	1,100		○	
		午後0時30分から午後2時30分まで	600	800		○	
	洋室	午前9時から正午まで	400	500		○	
		午後0時30分から午後2時30分まで	300	400		○	

玉川・砧総合支所駐車場

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
世田谷区立玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間10分までごと	100	8分までごと 100	○		
世田谷区立砧総合支所駐車場	入場から退場までの時間15分までごと	100	10分までごと 100	○		

行政財産使用料条例

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
50平方メートル未満	1時間	100	130			
50平方メートル以上70平方メートル未満	1時間	270	350			
70平方メートル以上100平方メートル未満	1時間	420	540			
100平方メートル以上150平方メートル未満	1時間	550	710			
150平方メートル以上200平方メートル未満	1時間	900	1,170			
200平方メートル以上300平方メートル未満	1時間	1,150	1,490			
300平方メートル以上	1時間	1,600	2,080			
陶芸室	陶芸室	4時間以内	520			
	陶芸窯室(出力25kw以上)	24時間以内	5,610			
	陶芸窯室(出力25kw未満)	24時間以内	5,140			

空き時間利用施設(行政財産使用料条例の単価に基づき、各要綱を改正)

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者 が定める	その他
ふれあいの家 教育総合センター	研修室1	夜間 2時間	200	130	260			
		平日 3時間	4,800	2,080	6,240			
	研修室2・3	平日 3時間	1,650	710	2,130			
		土日 午前 3時間	4,800	2,080	6,240			
	研修室1	土日 午後 2時間	3,200		4,160			
		土日 午前 3時間	1,650	710	2,130			
池尻児童館	プレイルーム	土日 午後 2時間	1,100		1,420			
		午前 3時間	960	540	1,620			
		午後 4時間	1,440		2,160			
		夜間 2.5時間	840		1,620			
		夜間 1.5時間(水・土曜日)	840		1,080			
	音楽室 ピアノ室	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 2.5時間	300		390			
		夜間 1.5時間(水・土曜日)	300		260			
若林児童館	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620			
		午後 4時間	1,440		2,160			
		夜間 3時間	960		1,620			
弦巻児童館	遊戯室	午前 3時間	1,440	710	2,130			
		午後 4時間	1,920		2,840			
		夜間 3時間	1,440		2,130			
上町児童館	体育館	午前 3時間	1,440	710	2,130			
		午後 4時間	1,920		2,840			
		夜間 3時間	1,440		2,130			
	集会室	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 3時間	300		390			
桜丘児童館	創作広場・コーナー	夜間 3.5時間	1,680	710	2,840			
代田児童館	遊戯室	午前 3時間	1,440	710	2,130			
		午後 4時間	1,920		2,840			
		夜間 3時間	1,440		2,130			
		夜間 2時間(金・土曜日)	1,080		1,420			
	音楽室	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 3時間	300		390			
		夜間 2時間(金・土曜日)	300		260			
松沢児童館	ミーティングルーム	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 3時間	300		390			
	遊戯室	午前 3時間	1,440	710	2,130			
		午後 4時間	1,920		2,840			
		夜間 3時間	1,440		2,130			
	集会室	午前 3時間	720	350	1,050			
		午後 4時間	960		1,400			
代田南児童館	大集会室	夜間 3時間	720		1,050			
		午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
	ダンス室	夜間 3時間	300		390			
		午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 3時間	300		390			
森の児童館	談話室	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 3.5時間	300		520			
	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620			
		午後 4時間	1,440		2,160			
		夜間 3.5時間	1,080		2,160			
上用賀児童館	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620			
		午後 4時間	1,440		2,160			
		夜間 2.5時間	840		1,620			
新町児童館	音楽室	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 2.5時間	300		390			
	集会室	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 2.5時間	300		390			
船橋児童館	和室	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 2.5時間	300		390			
	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620			
		午後 4時間	1,440		2,160			
		夜間 2.5時間	840		1,620			

空き時間利用施設(行政財産使用料条例の単価に基づき、各要綱を改正)

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者 が定める	その他
喜多見児童館	図書室	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 3時間	300		390			
		夜間 2時間(木・金曜日)	300		260			
	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620			
		午後 4時間	1,440		2,160			
		夜間 3時間	960		1,620			
		夜間 2時間(木・金曜日)	840		1,080			
成城さくら児童館	集会室	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 3時間	300		390			
		夜間 2時間(木・金曜日)	300		260			
	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620			
		午後 4時間	1,440		2,160			
		夜間 3時間	960		1,620			
		夜間 2時間(木・金曜日)	840		1,080			
祖師谷児童館	音楽室	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 3.5時間	300		520			
		夜間 2時間(木・金曜日)	300		260			
	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620			
		午後 4時間	1,440		2,160			
		夜間 3.5時間	1,080		2,160			
		夜間 2時間(木・金曜日)	840		1,080			
鎌田児童館	遊戯室	午前 3時間	1,440	710	2,130			
		午後 4時間	1,920		2,840			
		夜間 3時間	1,440		2,130			
		夜間 2時間(木・金曜日)	1,080		1,440			
烏山児童館	音楽室	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 3.5時間	300		520			
		夜間 2時間(木・金曜日)	300		260			
	遊戯室	午前 3時間	960	540	1,620			
		午後 4時間	1,440		2,160			
		夜間 3.5時間	1,080		2,160			
		夜間 2時間(木・金曜日)	840		1,080			
上祖師谷ぱる児童館	集会室	午前 3時間	720	350	1,050			
		午後 4時間	960		1,400			
		夜間 3時間	720		1,050			
		夜間 2時間(木・金曜日)	720		720			
	遊戯室	午前 3時間	720	350	1,050			
		午後 4時間	960		1,400			
		夜間 3時間	720		1,050			
		夜間 2時間(木・金曜日)	720		720			
母子生活支援施設		夜間 2時間	1,080	710	1,420			
デイ・ホーム世田谷	会議室1	午前 3時間	1,440	710	2,130			
		午後 4時間	1,920		2,840			
		夜間 4時間	1,920		2,840			
		夜間 3時間	1,440		2,130			
	会議室2	午前 3時間	300	130	390			
		午後 4時間	300		520			
		夜間 4時間	300		520			
		夜間 3時間	300		260			
デイ・ホーム深沢	研修室	午前 3時間	960	540	1,620			
		午後 4時間	1,440		2,160			
		夜間 4時間	1,440		2,160			
		夜間 3時間	960		1,620			
デイ・ホーム玉川田園調布	交流室	平日 夜間 4時間	960	350	1,400			
		日・祝日 午前 3時間	720		1,050			
		日・祝日 午後 4時間	960		1,400			
		日・祝日 夜間 4時間	960		1,400			
		平日 夜間 4時間	960		1,400			
		午後 4時間	1,440		2,160			
		夜間 4時間	1,440		2,160			
		夜間 3時間	960		1,620			
デイ・ホーム中丸	研修室	午前 3時間	960	540	1,620			
		午後 4時間	1,440		2,160			
		夜間 4時間	1,440		2,160			
		夜間 3時間	960		1,620			
児童相談所内 団体活動支援スペース	会議室A・B 同時利用	午前 3時間	1,650	710	2,130			
		午後 2時間	1,100		1,420			
		午後 4時間	2,200		2,840			
		夜間 3時間	810		1,050			
	会議室A 会議室B 活動支援室	午後 2時間	540	350	700			
		夜間 4時間	1,080		1,400			
		午前 3.5時間	840		1,220			
		午後 4時間	960		1,400			
奥沢福祉園	会議室	夜間 3.5時間	840	350	1,220			
		午後 4時間	960		1,400			
		夜間 3.5時間	840		1,220			
		午前 3時間	300		390			
土と農の交流園		午後・夜間 4時間	400	520				

敬老会館、高齢者集会所

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位		現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定額	表示額は上限額		
							規則で規定	指定管理者が定める	その他
北鳥山東敬老会館	大広間	夕方	2 時間	200	130	260			
		夜間	2 時間	200		260			
	洋室	夕方	2 時間	200	130	260			
		夜間	2 時間	200		260			
桜高齢者集会所	大広間(舞台付き)	夕方	2 時間	1,100	710	1,420			
		夜間	2 時間	1,100		1,420			
上馬高齢者集会所	大広間(舞台付き)	夕方	2 時間	200	130	260			
		夜間	2 時間	200		260			
	多目的ホール	午前	3 時間	3,450	1,490	4,470			
		午後	2 時間	2,300		2,980			
		夕方	2 時間	2,300		2,980			
		夜間	2 時間	2,300		2,980			

ひだまり友遊会館

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
第1～5会議室	午前 3 時間	300	130	390			
	午後・夜間 2 時間	200		260			
第6会議室、総合会議室、講習室	午前 3 時間	810	350	1,050			
	午後・夜間 2 時間	540		700			
体育室	2 時間	2,300	1,490	2,980			
	2.5 時間	2,870		3,720			

健康増進・交流施設

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者 が定める	その他
会議室A・B	午前9時から正午まで 3 時間	1,040	1,350			
	午後0時30分から午後2時30分まで 2 時間	700	910			
	午後3時から午後5時まで 2 時間	700	910			
	午後5時30分から午後7時30分まで 2 時間	700	910			
	午後8時から午後10時まで 2 時間	700	910			
会議室C	午前9時から正午まで 3 時間	670	870			
	午後0時30分から午後2時30分まで 2 時間	450	580			
	午後3時から午後5時まで 2 時間	450	580			
	午後5時30分から午後7時30分まで 2 時間	450	580			
	午後8時から午後10時まで 2 時間	450	580			
会議室D	午前9時から正午まで 3 時間	240	310			
	午後0時30分から午後2時30分まで 2 時間	150	190			
	午後3時から午後5時まで 2 時間	150	190			
	午後5時30分から午後7時30分まで 2 時間	150	190			
	午後8時から午後10時まで 2 時間	150	190			
交流室(平日) ※区民料金	午前9時から正午まで 3 時間	3,630	3,610		○	
	午後1時30分から午後5時まで 3.5 時間	4,900	5,580		○	
	午後6時から午後10時まで 4 時間	9,350	8,170		○	
交流室(土日祝) ※区民料金	午前9時から正午まで 3 時間	4,290	4,260		○	
	午後1時30分から午後5時まで 3.5 時間	5,770	6,570		○	
	午後6時から午後10時まで 4 時間	11,000	9,780		○	
多目的室(平日) ※区民料金	午前9時から正午まで 3 時間	3,630	3,610		○	
	午後1時から午後3時まで 2 時間	2,800	2,790		○	
	午後3時30分から午後5時30分まで 2 時間	2,800	2,790		○	
	午後1時から午後5時まで 4 時間	5,610	5,580		○	
	午後6時から午後10時まで 4 時間	9,350	8,170		○	
多目的室(土日祝) ※区民料金	午前9時から正午まで 3 時間	4,290	4,260		○	
	午後1時から午後3時まで 2 時間	3,300	3,280		○	
	午後3時30分から午後5時30分まで 2 時間	3,300	3,280		○	
	午後1時から午後5時まで 4 時間	6,600	6,570		○	
	午後6時から午後10時まで 4 時間	11,000	9,780		○	
娯楽室 ※区民料金	午前9時から午後5時まで(大人1日)	440	570		○	
	午前9時から午後5時まで(小人(18歳以下)1日)	(新規)	250		○	
	午前9時から午後5時まで(高齢者1日)	200	250		○	
	午前9時から午後5時(障害者1日)	200	250		○	
	午後6時から午後10時まで(平日)	6,000	1,400		○	
運動室 ※区民料金	午後6時から午後10時まで(土日祝)	7,180	1,400		○	
	午前9時から午後5時まで(大人1回)	440	570		○	
	午前9時から午後5時まで(小人(18歳以下)1日)	(新規)	250		○	
	午前9時から午後5時まで(高齢者1日)	200	250		○	
	午前9時から午後5時(障害者1日)	200	250		○	
交流室(平日) ※区外料金	午後6時から午後10時まで(平日)	9,350	5,960		○	
	午後6時から午後10時まで(土日祝)	11,000	5,960		○	
	午前9時から正午まで 3 時間	5,390	5,410		○	
	午後1時30分から午後5時まで 3.5 時間	7,310	8,370		○	
	午後6時から午後10時まで 4 時間	13,970	12,250		○	
交流室(土日祝) ※区外料金	午前9時から正午まで 3 時間	6,380	6,390		○	
	午後1時30分から午後5時まで 3.5 時間	8,650	9,850		○	
	午後6時から午後10時まで 4 時間	16,500	14,670		○	
	午前9時から正午まで 3 時間	5,390	5,410		○	
	午後1時から午後3時まで 2 時間	4,180	4,180		○	
多目的室(平日) ※区外料金	午後3時30分から午後5時30分まで 2 時間	4,180	4,180		○	
	午後1時から午後5時まで 4 時間	8,360	8,370		○	
	午後6時から午後10時まで 4 時間	13,970	12,250		○	
	午前9時から正午まで 3 時間	6,380	6,390		○	
	午後1時から午後3時まで 2 時間	4,950	4,920		○	
多目的室(土日祝) ※区外料金	午後3時30分から午後5時30分まで 2 時間	4,950	4,920		○	
	午後1時から午後5時まで 4 時間	9,900	9,850		○	
	午後6時から午後10時まで 4 時間	16,500	14,670		○	
	午前9時から午後5時まで(大人1日)	660	850		○	
	午前9時から午後5時まで(小人(18歳以下)1日)	(新規)	850		○	
娯楽室 ※区外料金	午前9時から午後5時まで(高齢者1日)	660	850		○	
	午前9時から午後5時まで(障害者1日)	660	850		○	
	午後6時から午後10時まで(平日)	9,000	2,100		○	
	午後6時から午後10時まで(土日祝)	10,760	2,100		○	
	午前9時から午後5時まで(大人1回)	660	850		○	
運動室 ※区外料金	午前9時から午後5時まで(小人(18歳以下)1日)	(新規)	850		○	
	午前9時から午後5時まで(高齢者1日)	660	850		○	
	午前9時から午後5時まで(障害者1日)	660	850		○	
	午後6時から午後10時まで(平日)	13,970	8,940		○	
	午後6時から午後10時まで(土日祝)	16,500	8,940		○	

世田谷美術館、世田谷美術館分館

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
観覧料	常設の展示	個人 一般	200	220		
		個人 高校生・大学生	150	170		
		個人 小学生・中学生	100	110		
		個人 高齢者	100	110		
		個人 障害者	100	110		
		団体 一般	160	180		
		団体 高校生・大学生	120	130		
		団体 小学生・中学生	80	90		
		団体 高齢者	80	90		
		団体 障害者	80	90		
	特別の企画の展示	上限	1,500	1,700		
特別観覧	熟覧	1点1日	500	560		
	模写・模造等	1点1日	1,000	1,130		
	撮影	1点1日(モノクロ)	200	220		
		学術研究	2,000	2,260		
		出版等	400	450		
	1点1日(カラー)	学術研究	4,000	4,530		
美術館内区民ギャラリー	全体利用	1日	13,820	15,670		
	4分の3利用	1日	10,360	11,740		
	2分の1利用	1日	6,910	7,830		
	4分の1利用	1日	3,450	3,910		
分館区民ギャラリー	全体利用	1日	2,880	3,260		
美術館講堂	2時間		3,600	4,080		
	1日		10,800	12,240		

世田谷文学館

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額 規則で規定 指定管理者が定める その他		
観覧料	常設の展示	個人	一般	200	220			
		個人	高校生・大学生	150	170			
		個人	小学生・中学生	100	110			
		個人	高齢者	100	110			
		個人	障害者	100	110			
		団体	一般	160	180			
		団体	高校生・大学生	120	130			
		団体	小学生・中学生	80	90			
		団体	高齢者	80	90			
		団体	障害者	80	90			
	特別の企画の展示	上限		1,500	1,700			
特別観覧料	写真の撮影	1点1日(モノクローム)	学術研究	200	220			
			出版等	2,000	2,260			
		1点1日(カラー)	学術研究	400	450			
			出版等	4,000	4,530			
	ビデオ等の撮影			4,000	4,530			

文化生活情報センター

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
パブリックシアター(主劇場)	全日 午前9時から午後10時まで	586,150	664,690		○	
	前半 午前9時から午後4時まで	412,410	467,670		○	
	後半 午後4時から午後10時まで	453,020	513,720		○	
シアタートラム(小劇場)	全日 午前9時から午後10時まで	213,070	241,620		○	
	前半 午前9時から午後4時まで	149,290	169,290		○	
	後半 午後4時から午後10時まで	164,300	186,310		○	
けいこ場A	全日 午前9時から午後10時まで	26,160	29,660		○	
	前半 午前9時から午後4時まで	18,300	20,750		○	
	後半 午後4時から午後10時まで	20,160	22,860		○	
けいこ場B	全日 午前9時から午後10時まで	18,870	21,390		○	
	前半 午前9時から午後4時まで	13,010	14,750		○	
	後半 午後4時から午後10時まで	14,300	16,210		○	
けいこ場C	全日 午前9時から午後10時まで	9,580	10,860		○	
	前半 午前9時から午後4時まで	6,430	7,290		○	
	後半 午後4時から午後10時まで	7,290	8,260		○	
作業室A	全日 午前9時から午後10時まで	17,440	19,770		○	
	前半 午前9時から午後4時まで	11,720	13,290		○	
	後半 午後4時から午後10時まで	13,290	15,070		○	
作業室B	全日 午前9時から午後10時まで	16,010	18,150		○	
	前半 午前9時から午後4時まで	10,720	12,150		○	
	後半 午後4時から午後10時まで	12,150	13,770		○	
音響スタジオ	1時間	850	960		○	
セミナールームA(平日)	午前 午前9時から正午まで	2,880	3,260			
	午後 午後1時から午後5時まで	3,740	4,240			
	夜間 午後6時から午後10時まで	3,740	4,240			
	全日 午前9時から午後10時まで	10,360	11,740			
セミナールームA(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	3,450	3,910			
	午後 午後1時から午後5時まで	4,460	5,050			
	夜間 午後6時から午後10時まで	4,460	5,050			
	全日 午前9時から午後10時まで	12,380	14,030			
セミナールームB(平日)	午前 午前9時から正午まで	3,160	3,580			
	午後 午後1時から午後5時まで	4,320	4,890			
	夜間 午後6時から午後10時まで	4,320	4,890			
	全日 午前9時から午後10時まで	11,800	13,380			
セミナールームB(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	3,740	4,240			
	午後 午後1時から午後5時まで	5,180	5,870			
	夜間 午後6時から午後10時まで	5,180	5,870			
	全日 午前9時から午後10時まで	14,110	16,000			
ワークショップ室A(平日)	午前 午前9時から正午まで	7,340	8,320			
	午後 午後1時から午後5時まで	9,790	11,100			
	夜間 午後6時から午後10時まで	9,790	11,100			
	全日 午前9時から午後10時まで	26,920	30,520			
ワークショップ室A(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	8,780	9,950			
	午後 午後1時から午後5時まで	11,660	13,220			
	夜間 午後6時から午後10時まで	11,660	13,220			
	全日 午前9時から午後10時まで	32,110	36,410			
ワークショップ室B(平日)	午前 午前9時から正午まで	5,610	6,360			
	午後 午後1時から午後5時まで	7,480	8,480			
	夜間 午後6時から午後10時まで	7,480	8,480			
	全日 午前9時から午後10時まで	20,590	23,340			
ワークショップ室B(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	6,620	7,500			
	午後 午後1時から午後5時まで	8,920	10,110			
	夜間 午後6時から午後10時まで	8,920	10,110			
	全日 午前9時から午後10時まで	24,480	27,760			

男女共同参画センター
(単位:円)

区分	利用時間枠・単位		現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
研修室1	午前	3 時間	810	350	1,050			
	午後・夜間	4 時間	1,080		1,400			
研修室2	午前	3 時間	300	130	390			
	午後・夜間	4 時間	400		520			
研修室3	午前	3 時間	810	350	1,050			
	午後・夜間	4 時間	1,080		1,400			
研修室4	午前	3 時間	300	130	390			
	午後・夜間	4 時間	400		520			

区民健康村(富士山ビレジ・中野ビレジ)

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
区民等	大人	1人1泊	3,000	3,100		○	
	同 休日等料金	1人1泊	(新規)	4,100		○	
	小人(小学生以下)	1人1泊	1,500	1,550		○	
	同 休日等料金	1人1泊	(新規)	2,050		○	
	幼児(小学生未満)	1人1泊	750	770		○	
	同 休日等料金	1人1泊	(新規)	1,020		○	
区民以外	大人	1人1泊	9,000	9,270		○	
	同 休日等料金	1人1泊	(新規)	10,270		○	
	小人(小学生以下)	1人1泊	4,500	4,640		○	
	同 休日等料金	1人1泊	(新規)	5,140		○	
	幼児(小学生未満)	1人1泊	2,250	2,320		○	
	同 休日等料金	1人1泊	(新規)	2,570		○	
延長利用		1室1回	5,000	5,450		○	
日帰り利用		1室1回	5,000	5,450		○	
浴室	大人	1人1回	1,200	1,300		○	
	小人(小学生以下)	1人1回	600	650		○	
夕食(標準)メニュー			2,500	2,720		○	
朝食(標準)メニュー			1,500	1,630		○	
特別メニュー(年末年始、充実食等)			15,000	16,350		○	
パーティーメニュー			10,000	10,900		○	
料理単品メニュー			6,000	6,540		○	

区民会館

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者 が定める	その他
世田谷区民会館	ホール(平日)	午前 午前9時から正午まで	55,000	74,800		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	82,650	112,400		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	137,660	187,210		
		全日 午前9時から午後10時まで	220,320	299,610		
	ホール(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	65,950	89,690		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	99,070	134,730		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	165,160	224,610		
		全日 午前9時から午後10時まで	264,240	359,340		
	集会室A(平日)	午前 午前9時から正午まで	6,760	9,190		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	10,170	13,830		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	16,940	23,030		
		全日 午前9時から午後10時まで	27,110	36,860		
	集会室A(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	8,110	11,020		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	12,170	16,550		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	20,300	27,600		
		全日 午前9時から午後10時まで	32,470	44,150		
	集会室B(平日)	午前 午前9時から正午まで	3,990	5,420		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	6,010	8,170		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	10,000	13,600		
		全日 午前9時から午後10時まで	16,010	21,770		
	集会室B(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	4,790	6,510		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	7,190	9,770		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	11,990	16,300		
		全日 午前9時から午後10時まで	19,180	26,070		
	練習室A(平日)	午前 午前9時から正午まで	3,200	4,350		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	4,820	6,550		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	8,020	10,900		
		全日 午前9時から午後10時まで	12,840	17,450		
	練習室A(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	3,840	5,220		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	5,760	7,830		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	9,610	13,060		
		全日 午前9時から午後10時まで	15,370	20,890		
	練習室B(平日)	午前 午前9時から正午まで	1,880	2,550		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	2,830	3,840		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	4,720	6,410		
		全日 午前9時から午後10時まで	7,550	10,250		
	練習室B(土日祝)	午前 午前9時から正午まで	2,260	3,070		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	3,390	4,610		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	5,650	7,680		
		全日 午前9時から午後10時まで	9,040	12,290		
世田谷区民会館別館 (三茶しゃれなあとホール)	第1集会室 (平日)	午前 午前9時から正午まで	9,290	12,630		○
		午後 午後1時から4時30分まで	14,060	19,120		○
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	23,380	31,790		○
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	27,910	37,950		○
		全日 午前9時から午後10時まで	37,440	50,910		○
	第1集会室 (土日祝)	全日 午前9時から午後11時まで	41,970	57,070		○
		午前 午前9時から正午まで	11,040	15,010		○
		午後 午後1時から4時30分まで	16,790	22,830		○
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	27,990	38,060		○
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	33,360	45,360		○
	第2集会室 (平日)	全日 午前9時から午後10時まで	44,780	60,890		○
		全日 午前9時から午後11時まで	50,150	68,190		○
		午前 午前9時から正午まで	3,530	4,800		○
		午後 午後1時から4時30分まで	5,340	7,260		○
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	8,870	12,060		○
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	10,590	14,400		○
		全日 午前9時から午後10時まで	14,210	19,320		○
		全日 午前9時から午後11時まで	15,930	21,660		○

区民会館

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者 が定める	その他
北沢区民会館 (北沢タウンホール)	第2集会室 (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	4,190	5,690		○	
		午後 午後1時から4時30分まで	6,370	8,660		○	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	10,620	14,440		○	
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	12,660	17,210		○	
		全日 午前9時から午後10時まで	16,990	23,100		○	
		全日 午前9時から午後11時まで	19,030	25,870		○	
	第3集会室 (平日)	午前 午前9時から正午まで	2,920	3,970		○	
		午後 午後1時から4時30分まで	4,420	6,010		○	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	7,350	9,990		○	
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	8,770	11,920		○	
		全日 午前9時から午後10時まで	11,770	16,000		○	
		全日 午前9時から午後11時まで	13,190	17,930		○	
	第3集会室 (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	3,470	4,710		○	
		午後 午後1時から4時30分まで	5,280	7,180		○	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	8,800	11,960		○	
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	10,480	14,250		○	
		全日 午前9時から午後10時まで	14,080	19,140		○	
		全日 午前9時から午後11時まで	15,760	21,430		○	
	第4集会室 (平日)	午前 午前9時から正午まで	4,090	5,560		○	
		午後 午後1時から4時30分まで	6,190	8,410		○	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	10,300	14,000		○	
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	12,290	16,710		○	
		全日 午前9時から午後10時まで	16,490	22,410		○	
		全日 午前9時から午後11時まで	18,480	25,120		○	
	第4集会室 (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	4,860	6,600		○	
		午後 午後1時から4時30分まで	7,400	10,060		○	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	12,330	16,760		○	
		夜間 午後5時30分から午後11時まで	14,700	19,990		○	
		全日 午前9時から午後10時まで	19,730	26,820		○	
		全日 午前9時から午後11時まで	22,100	30,050		○	
北沢区民会館 (北沢タウンホール)	ホール (通常舞台) (平日)	午前 午前9時から正午まで	30,170	39,220		○	
		午後 午後1時から午後4時30分まで	45,330	58,920		○	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	75,500	98,150		○	
		全日 午前9時から午後10時まで	120,830	157,070		○	
	ホール (通常舞台) (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	36,170	47,020		○	
		午後 午後1時から午後4時30分まで	54,340	70,640		○	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	90,510	117,660		○	
		全日 午前9時から午後10時まで	144,850	188,300		○	
	ホール (通常舞台以外) (平日)	午前 午前9時から正午まで	39,180	50,930		○	
		午後 午後1時から午後4時30分まで	58,910	76,580		○	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	98,090	127,510		○	
		全日 午前9時から午後10時まで	157,010	204,090		○	
	ホール (通常舞台以外) (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	46,900	60,970		○	
		午後 午後1時から午後4時30分まで	70,640	91,830		○	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	117,540	152,800		○	
		全日 午前9時から午後10時まで	188,180	244,630		○	
	第1・2・3集会室 (平日)	午前 午前9時から正午まで	3,140	4,080		○	
		午後 午後1時から午後4時30分まで	4,860	6,310		○	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	8,000	10,400		○	
		全日 午前9時から午後10時まで	12,870	16,710		○	
	第1・2・3集会室 (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	3,710	4,820		○	
		午後 午後1時から午後4時30分まで	5,720	7,430		○	
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	9,580	12,450		○	
		全日 午前9時から午後10時まで	15,300	19,880		○	
第4集会室 (平日)	午前 午前9時から正午まで	7,150	9,290		○		
	午後 午後1時から午後4時30分まで	10,860	14,110		○		
	夜間 午後5時30分から午後10時まで	18,010	23,410		○		
	全日 午前9時から午後10時まで	28,880	37,520		○		
第4集会室 (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	8,580	11,150		○		
	午後 午後1時から午後4時30分まで	13,010	16,910		○		
	夜間 午後5時30分から午後10時まで	21,590	28,060		○		
	全日 午前9時から午後10時まで	34,600	44,970		○		

区民会館

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額			
					規則で規定	指定管理者 が定める	その他	
北沢区民会館別館 (梅丘パークホール)	集会室 (平日)	午前 午前9時から正午まで	9,000	11,700		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	13,580	17,650		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	22,590	29,360		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	36,170	47,010		○		
	集会室 (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	10,720	13,930		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	16,300	21,190		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	27,020	35,120		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	43,320	56,310		○		
	玉川区民会館	ホール(平日)	午前 午前9時から正午まで	30,700	39,910		○	
			午後 午後1時から午後4時30分まで	46,200	60,060		○	
夜間 午後5時30分から午後10時まで			76,800	99,840		○		
全日 午前9時から午後10時まで			123,000	159,900		○		
ホール(土日祝)		午前 午前9時から正午まで	36,840	47,890		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	55,440	72,070		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	92,160	119,800		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	147,600	191,870		○		
第1・2・3・4・5集会室 (平日)		午前 午前9時から正午まで	3,140	4,080		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	4,860	6,310		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	8,000	10,400		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	12,870	16,710		○		
第1・2・3・4・5集会室 (土日祝)		午前 午前9時から正午まで	3,710	4,820		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	5,720	7,430		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	9,580	12,450		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	15,300	19,880		○		
玉川区民会館別館 (上用賀アートホール)	集会室 (平日)	午前 午前9時から正午まで	7,150	8,220		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	10,720	12,320		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	17,870	20,550		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	28,600	32,870		○		
	集会室 (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	8,580	9,860		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	12,870	14,800		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	21,450	24,660		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	34,320	39,460		○		
砦区民会館 (成城ホール)	ホール (平日)	午前 午前9時から正午まで	30,170	39,220		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	45,330	58,920		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	75,500	98,150		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	120,830	157,070		○		
	ホール (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	36,170	47,020		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	54,340	70,640		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	90,510	117,660		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	144,850	188,300		○		
	集会室A・B (平日)	午前 午前9時から正午まで	2,000	2,600		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	3,000	3,900		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	5,000	6,500		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	8,000	10,400		○		
	集会室A・B (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	2,280	2,960		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	3,570	4,640		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	6,000	7,800		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	9,580	12,440		○		
	集会室C・D・E (平日)	午前 午前9時から正午まで	3,140	4,080		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	4,860	6,310		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	8,000	10,400		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	12,870	16,710		○		
	集会室C・D・E (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	3,710	4,820		○		
		午後 午後1時から午後4時30分まで	5,720	7,430		○		
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	9,580	12,450		○		
		全日 午前9時から午後10時まで	15,300	19,880		○		
烏山区民会館	ホール (平日)	午前 午前9時から正午まで	27,850	32,020				
		午後 午後1時から午後4時30分まで	41,840	48,110				
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	69,690	80,140				
		全日 午前9時から午後10時まで	111,540	128,250				
	ホール (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	33,390	38,390				
		午後 午後1時から午後4時30分まで	50,160	57,680				
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	83,550	96,080				
		全日 午前9時から午後10時まで	133,710	153,760				
	集会室 (平日)	午前 午前9時から正午まで	6,600	7,590				
		午後 午後1時から午後4時30分まで	10,030	11,530				
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	16,630	19,120				
		全日 午前9時から午後10時まで	26,660	30,650				
	集会室 (土日祝)	午前 午前9時から正午まで	7,920	9,100				
		午後 午後1時から午後4時30分まで	12,010	13,810				
		夜間 午後5時30分から午後10時まで	19,930	22,910				
		全日 午前9時から午後10時まで	31,940	36,720				

区民センター

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
50㎡未満 改定前単価(1時間・円) 100 改定後単価(1時間・円) 130	午前 2 時間 200 午前 3 時間 300 午後 2 時間 200 夜間 2 時間 200 夜間 3 時間 300 夜間 4 時間 400	200 300 200 200 300 400	130	260 390 260 260 390 520			
50～70㎡未満 改定前単価(1時間・円) 270 改定後単価(1時間・円) 350	午前 2 時間 540 午前 3 時間 810 午後 2 時間 540 夜間 2 時間 540 夜間 3 時間 810 夜間 4 時間 1,080	540 810 540 540 810 1,080	350	700 1,050 700 700 1,050 1,400			
70～100㎡未満 改定前単価(1時間・円) 420 改定後単価(1時間・円) 540	午前 2 時間 840 午前 3 時間 1,260 午後 2 時間 840 夜間 2 時間 840 夜間 3 時間 1,260 夜間 4 時間 1,680	840 1,260 840 840 1,260 1,680	540	1,080 1,620 1,080 1,080 1,620 2,160			
100～150㎡未満 改定前単価(1時間・円) 550 改定後単価(1時間・円) 710	午前 2 時間 1,100 午前 3 時間 1,650 午後 2 時間 1,100 夜間 2 時間 1,100 夜間 3 時間 1,650 夜間 4 時間 2,200	1,100 1,650 1,100 1,100 1,650 2,200	710	1,420 2,130 1,420 1,420 2,130 2,840			
150～200㎡未満 改定前単価(1時間・円) 900 改定後単価(1時間・円) 1,170	午前 2 時間 1,800 午前 3 時間 2,700 午後 2 時間 1,800 夜間 2 時間 1,800 夜間 3 時間 2,700 夜間 4 時間 3,600	1,800 2,700 1,800 1,800 2,700 3,600	1,170	2,340 3,510 2,340 2,340 3,510 4,680			
200～300㎡未満 改定前単価(1時間・円) 1,150 改定後単価(1時間・円) 1,490	午前 2 時間 2,300 午前 3 時間 3,450 午後 2 時間 2,300 夜間 2 時間 2,300 夜間 3 時間 3,450 夜間 4 時間 4,600	2,300 3,450 2,300 2,300 3,450 4,600	1,490	2,980 4,470 2,980 2,980 4,470 5,960			
300㎡以上 改定前単価(1時間・円) 1,600 改定後単価(1時間・円) 2,080	午前 2 時間 3,200 午前 3 時間 4,800 午後 2 時間 3,200 夜間 2 時間 3,200 夜間 3 時間 4,800 夜間 4 時間 6,400	3,200 4,800 3,200 3,200 4,800 6,400	2,080	4,160 6,240 4,160 4,160 6,240 8,320			

大蔵運動場

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
主競技場(団体)	平日	1時間につき 5,040	5,720			
	土日祝	1時間につき 6,040	6,850			
	平日	全日(午前9時から午後9時まで) 51,980	58,990			
	土日祝	全日(午前9時から午後9時まで) 62,350	70,760			
第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、体育室(団体)	平日	1時間につき 640	720			
	土日祝	1時間につき 720	810			
	平日	全日(午前9時から午後9時まで) 6,190	7,020			
	土日祝	全日(午前9時から午後9時まで) 7,340	8,330			
エアーライフル場、洋弓場(団体)	平日	1時間につき 790	890			
	土日祝	1時間につき 930	1,050			
	平日	全日(午前9時から午後9時まで) 7,770	8,810			
	土日祝	全日(午前9時から午後9時まで) 9,210	10,450			
会議室兼軽運動室(団体)	平日	1時間につき 500	560			
	土日祝	1時間につき 570	640			
	平日	全日(午前9時から午後9時まで) 4,750	5,390			
	土日祝	全日(午前9時から午後9時まで) 5,610	6,360			
第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、体育室、エアーライフル場、会議室兼軽運動室、洋弓場(個人)	平日	1人1時間以内 280	310			
	平日(18歳以下)	1人1時間以内 (新規)	100			
	平日(障害者)	1人1時間以内 (新規)	100			
	平日(高齢者(65歳以上))	1人1時間以内 (新規)	100			
	土日祝	1人1時間以内 330	370			
	土日祝(18歳以下)	1人1時間以内 (新規)	120			
	土日祝(障害者)	1人1時間以内 (新規)	120			
	土日祝(高齢者(65歳以上))	1人1時間以内 (新規)	120			
	陸上競技場	平日	(団体)1時間につき 5,680	6,440		
	土日祝	(団体)1時間につき 6,760	7,670			
陸上競技場	平日	(団体)全日 38,880	44,120			
	土日祝	(団体)全日 46,650	52,940			
	平日	個人1時間につき 140	150			
	平日(18歳以下)	個人1時間につき (新規)	50			
	平日(障害者)	個人1時間につき (新規)	50			
	平日(高齢者(65歳以上))	個人1時間につき (新規)	50			
	土日祝	個人1時間につき 160	180			
	土日祝(18歳以下)	個人1時間につき (新規)	60			
	土日祝(障害者)	個人1時間につき (新規)	60			
	土日祝(高齢者(65歳以上))	個人1時間につき (新規)	60			
庭球場	平日	1面1時間につき 1,440	1,540			
	土日祝	1面1時間につき 1,720	1,840			
野球場	平日	1面1時間につき 2,010	2,280			
	土日祝	1面1時間につき 2,370	2,680			
トレーニングルーム(個人)	2時間(高齢者(65歳以上))	150	180			
	2時間(15歳以上18歳以下の者)	(新規)	180			
	2時間(障害者)	150	180			
	2時間(上記以外)	520	590			
	1時間(高齢者(65歳以上))	80	90			
	1時間(15歳以上18歳以下の者)	(新規)	90			
	1時間(障害者)	80	90			
	1時間(上記以外)	260	290			
水泳場	・2時間以内(6月～9月)	大人	520	590		
		高齢者(65歳以上)	150	180		
		小人(18歳以下)	150	180		
		幼児	0	0		
	・1回(10月～5月)	障害者	150	180		
		障害者(18歳以下)	0	0		
		障害者の介護者	0	0		
		大人	260	290		
	1時間以内	高齢者(65歳以上)	80	90		
		小人(18歳以下)	80	90		
		幼児	0	0		
		障害者	80	90		
		障害者(18歳以下)	0	0		
		障害者の介護者	0	0		
	団体(50m)	2時間	9,360	10,620		
	団体(25m)	2時間	6,240	7,080		
駐車場	1台30分	100	1台20分 100			

二子玉川緑地運動場

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
サッカー場、少年サッカー場、球技場、野球場、少年野球場	平日	1面1時間 930	1,050			
	土日祝	1面1時間 1,090	1,230			
駐車場	平日	1台30分以内 0	1台20分以内 0			
	土日祝	1台30分以内 100	1台20分以内 100			

大蔵第二運動場

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者 が定める	その他
体育館	平日	1時間につき		4,600	5,220			
	土日祝	1時間につき		5,470	6,200			
	平日	全日		52,410	59,480			
	土日祝	全日		62,780	71,250			
庭球場	平日	1面1時間		1,440	1,540			
	土日祝	1面1時間		1,720	1,840			
集会室	平日	午前 3時間		2,010	2,280			
	土日祝	午前 3時間		2,300	2,610			
	平日	午後 3.5時間		3,020	3,420			
	土日祝	午後 3.5時間		3,600	4,080			
	平日	夜間 4.5時間		5,040	5,720			
	土日祝	夜間 4.5時間		6,040	6,850			
	平日	全日		8,060	9,140			
	土日祝	全日		9,640	10,940			
ゴルフ練習場	平日	打席1席	午前5時～午前8時(12月～2月午前6時～午前8時)	0	0			
		打席1席(大人)	午前9時～午後10時	420	470			
		打席1席(18歳以下)	午前9時～午後10時	(新規)	150			
		打席1席(障害者)	午前9時～午後10時	(新規)	150			
		打席1席(高齢者(65歳以上))	午前9時～午後10時	(新規)	150			
	土日祝	打席1席	午前4時30分～午前8時(12月～2月午前5時30分～午前8時)	0	0			
		打席1席	午前8時30分～午後10時	420	470			
		打席1席(18歳以下)	午前8時30分～午後10時	(新規)	150			
		打席1席(障害者)	午前8時30分～午後10時	(新規)	150			
		打席1席(高齢者(65歳以上))	午前8時30分～午後10時	(新規)	150			
	平日	ボール1球1階	午前5時～午前8時(12月～2月午前6時～午前8時)	12	14			
		ボール1球1階	午前9時～午後10時	15	17			
	土日祝	ボール1球1階	午前4時30分～午前8時(12月～2月午前5時30分～午前8時)	12	14			
		ボール1球1階	午前8時30分～午後10時	16	18			
	平日	ボール1球2階	午前5時～午前8時(12月～2月午前6時～午前8時)	11	12			
		ボール1球2階	午前9時～午後10時	14	16			
	土日祝	ボール1球2階	午前4時30分～午前8時(12月～2月午前5時30分～午前8時)	11	12			
		ボール1球2階	午前8時30分～午後10時	15	17			
宿泊室 ※幼児は無料 ※18歳以下は半額(100円未満切り捨て)	和室(18.5㎡)	1人	1人1泊	5,500	6,240			
		2人	1人1泊	3,700	4,190			
	和室(40㎡)	1人	1人1泊	9,800	11,120			
		2人	1人1泊	6,200	7,030			
		3人	1人1泊	4,800	5,440			
		4人	1人1泊	4,000	4,540			
		5人	1人1泊	3,600	4,080			
	洋室(40㎡)	1人	1人1泊	9,800	11,120			
		2人	1人1泊	6,200	7,030			
		3人	1人1泊	4,800	5,440			
		4人	1人1泊	4,000	4,540			
		5人	1人1泊	3,600	4,080			
	付帯設備(寝具)		1式	200	220			
トレーニングルーム(個人)	3時間以内	大人		660	740			
		15歳以上18歳以下の者	(新規)	250	250			
		高齢者(65歳以上)		250	250			
		障がい者		250	250			
	3時間以内(サウナ付き)	大人		1,150	1,300			
		15歳以上18歳以下の者	(新規)	450	450			
		高齢者(65歳以上)		450	450			
		障がい者		450	450			
屋外プール(個人・大人)	午前9時から午後5時まで1回	大人		1,180	1,300			
		高齢者(65歳以上)		450	450			
		小人(18歳以下)		450	450			
		幼児		0	0			
		障害者		450	450			
		障害者(18歳以下)		0	0			
		介助者		0	0			
	・午前9時から午後1時まで ・午後1時から午後5時まで ・午後5時から午後9時まで1回	1回4時間(大人)		660	750			
		1回4時間(高齢者(65歳以上))		250	250			
		1回4時間(小人(18歳以下))		250	250			
		1回4時間(幼児)		0	0			
		1回4時間(障害者)		250	250			
		1回4時間(障害者(18歳以下))		0	0			
駐車場	1台30分以内			100	1台20分以内 100			

千歳温水プール

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額				
						規則で規定	指定管理者 が定める	その他		
集会室(団体)		1時間		280	310					
体育室(団体)		1時間		860	970					
健康運動室	午後5時30分 ～午後9時(団体)			1,290	1,460					
	午前9時 ～午後5時(個人)	60歳以上		360	400					
		付添	大人	360	400					
			小人(18歳以下)	0	0					
温水プール、トレーニング ルーム、体育室(個人) ※トレーニングルームの小人 料金の対象は「15歳以上18 歳以下の者」		1回(6月～9月は2時 間以内)	大人	520	590					
			高齢者(65歳以上)	150	180					
			小人(18歳以下)	150	180					
			幼児	0	0					
			障害者	150	180					
			障害者(18歳以下)	0	0					
		1時間以内	介護者	0	0					
			大人	260	290					
			高齢者(65歳以上)	80	90					
			小人(18歳以下)	80	90					
			幼児	0	0					
			障害者	80	90					
			障害者(18歳以下)	0	0					
			介護者	0	0					
			温水プール(25mプール・団 体)		1コース2時間以内	6,240	7,080			
			駐車場		1台30分以内	100	1台20分以内 100			

地域体育館、地区体育室

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者 が定める	その他
尾山台地域体育館	団体	平日	午前9時～正午	4,890	5,550			
		平日	午後1時～午後4時	5,470	6,200			
		平日	午後4時～午後6時30分	5,470	6,200			
		平日	午後6時30分～午後9時	6,330	7,180			
		平日	全日	19,290	21,890			
		日・休日	午前9時～午後1時	8,060	9,140			
		日・休日	午後1時～午後5時	8,780	9,960			
		日・休日	午後5時～午後9時	12,240	13,890			
		日・休日 全日	午前9時～午後9時	22,460	25,490			
	個人	大人		140	150			
		小人(18歳以下)		50	50			
		大人(高齢者(65歳以上))		(新規)	50			
		大人(障害者)		(新規)	50			
北烏山地区体育室	団体	午前9時から午前11時まで		860	970			
		午前11時から午後1時まで		860	970			
		午後6時から午後9時まで(火曜日を除く)		1,720	1,950			
		午後1時から午後6時まで(火曜日については、午後1時から午後9時まで)		0	0			
希望丘地域体育館	団体	平日	午前9時～正午	6,740	7,640			
		平日	正午～午後3時	7,540	8,550			
		平日	午後1時～午後4時	7,540	8,550			
		平日	午後4時～午後6時30分	7,540	8,550			
		平日	午後6時30分～午後9時	8,730	9,900			
		平日 全日	午前9時～午後9時	26,610	30,200			
	団体	日・休日	午前9時～正午	8,080	9,170			
		日・休日	正午～午後3時	9,040	10,260			
		日・休日	午後1時～午後4時	9,040	10,260			
		日・休日	午後4時～午後6時30分	9,040	10,260			
		日・休日	午後6時30分～午後9時	10,470	11,880			
		日・休日 全日	午前9時～午後9時	31,930	36,240			
	個人	平日	正午～午後1時	0	0			
		平日	午後3時～午後4時	0	0			
		日・休日	正午～午後1時	0	0			
		日・休日	午後3時～午後4時	0	0			

ファミリー農園

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
ファミリー農園	【現行】	11,520	15,240			
	【新区画】 1年1区画(10㎡)※契約期間は1年11か月	(新規)	10,200			

保健医療福祉総合プラザ

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位		現行料金	1h単価 (行政財産使用料条例)	改定額	表示額は上限額		
							規則で規定	指定管理者が定める	その他
区民活動支援会議室	区民活動支援会議室	午前	3 時間	810	350	1,050			
		午後・夜間	2 時間	540		700			
		午前	3 時間	810	350	1,050			
		午後・夜間	2 時間	540		700			
		午前	3 時間	810	350	1,050			
		午後・夜間	2 時間	540		700			
研修室	研修室A-1	午前	3 時間	810	350	1,050			
		午後・夜間	2 時間	540		700			
	研修室A-2	午前	3 時間	810	350	1,050			
		午後・夜間	2 時間	540		700			
	研修室B-1	午前	3 時間	300	130	390			
		午後・夜間	2 時間	200		260			
	研修室B-2	午前	3 時間	300	130	390			
		午後・夜間	2 時間	200		260			
	研修室C-1	午前	3 時間	2,700	1,170	3,510			
		午後・夜間	2 時間	1,800		2,340			
	研修室C-2	午前	3 時間	2,700	1,170	3,510			
		午後・夜間	2 時間	1,800		2,340			
	実習室	午前	3 時間	1,650	710	2,130			
		午後・夜間	2 時間	1,100		1,420			
調理実習室	午前	3 時間	1,650	710	2,130				
	午後・夜間	2 時間	1,100		1,420				
飲み物メニュー				1,000	-	1,300		○	
食べ物メニュー				2,000	-	2,600		○	
セットメニュー				2,800	-	3,640		○	
駐車場		1台につき20分ごと		100	-	15分ごと100円			

保健センター(運動指導室)

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者 が定める	その他
運動指導室	1時間につき	900	1,170			

障害者休養ホーム(ひまわり荘)

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者 が定める	その他
ひまわり荘	宿泊室	1泊	1,700	1,760			
		1泊(18歳以下)	(新規)	880			
		1泊(18歳以下)の追加料金 ※18歳以下で大人と同じ食事メニューを選択する場合	(新規)	880			
	訓練室	1回	200	200			

青少年交流センター

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者 が定める	その他
世田谷区立池之上青少年交流センター(1)	学習室(交流室)Ⅰ	午前9時から午後零時50分まで	960	1,240			
		午後1時から午後5時50分まで	960	1,240			
		午後6時から午後9時50分まで	960	1,240			
	学習室(交流室)Ⅱ	午前9時から午後零時50分まで	300	390			
		午後1時から午後5時50分まで	300	390			
		午後6時から午後9時50分まで	300	390			
	和室	午前9時から午後零時50分まで	300	390			
		午後1時から午後5時50分まで	300	390			
		午後6時から午後9時50分まで	300	390			
世田谷区立池之上青少年交流センター(2)	音楽室	午前9時から午後零時50分まで	1,920	2,490			
		午後1時から午後3時50分まで	1,440	1,870			
		午後4時から午後6時50分まで	1,440	1,870			
		午後7時から午後9時50分まで	1,440	1,870			
		午前9時から正午まで	1,440	1,870			
世田谷区立野毛青少年交流センター(1)	ホール	午後1時から午後4時30分まで	1,680	2,180			
		午後5時から午後9時まで	1,920	2,490			
		午前9時から正午まで	300	390			
	和室Ⅰ	午後1時から午後4時30分まで	300	390			
		午後5時から午後9時まで	300	390			
		午前9時から正午まで	300	390			
	和室Ⅱ	午後1時から午後4時30分まで	300	390			
		午後5時から午後9時まで	300	390			
		午前9時から正午まで	300	390			
	交流室	午後1時から午後4時30分まで	300	390			
		午後5時から午後9時まで	300	390			
		午前9時から正午まで	960	1,240			
世田谷区立野毛青少年交流センター(2)	創作活動室	午後1時から午後4時30分まで	1,080	1,400			
		午後5時から午後9時まで	1,440	1,870			
		午前9時から正午まで	1,440	1,870			
		午後1時から午後5時まで	1,920	2,490			
世田谷区立希望丘青少年交流センター(1)	多目的ホール	午前9時から正午まで	1,440	1,870			
		午後1時から午後5時まで	1,920	2,490			
		午後6時から午後10時まで	1,920	2,490			
	調理室	午前9時から正午まで	300	390			
		午後1時から午後5時まで	300	390			
		午後6時から午後10時まで	300	390			
世田谷区立希望丘青少年交流センター(2)	音楽スタジオ(大)及び音楽スタジオ(小)	午前9時30分から午前10時50分まで	300	390			
		午前11時から午後0時20分まで	300	390			
		午後0時30分から午後1時50分まで	300	390			
		午後2時から午後3時20分まで	300	390			
		午後3時30分から午後4時50分まで	300	390			
		午後5時から午後6時20分まで	300	390			
		午後6時30分から午後7時50分まで	300	390			
		午後8時から午後9時20分まで	300	390			

公園施設(世田谷公園、羽根木公園、玉川野毛町公園、次大夫堀公園、二子玉川公園)

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者 が定める	その他
軟式野球場	平日	1面1時間以内	2,010	2,280	○		
	土日祝	1面1時間以内	2,370	2,680	○		
庭球場	平日	1面1時間以内	1,440	1,540	○		
	土日祝	1面1時間以内	1,720	1,840	○		
洋弓場	平日	1人1回1時間以内(大人)	280	310	○		
	平日	1人1回1時間以内(小人(18歳以下))	(新規)	100	○		
	平日	1人1回1時間以内(障害者)	(新規)	100	○		
	平日	1人1回1時間以内(高齢者(65歳以上))	(新規)	100	○		
	土日祝	1人1回1時間以内	360	370	○		
	土日祝	1人1回1時間以内(小人(18歳以下))	(新規)	120	○		
	土日祝	1人1回1時間以内(障害者)	(新規)	120	○		
	土日祝	1人1回1時間以内(高齢者(65歳以上))	(新規)	120	○		
プール(夏季)		2時間以内(大人)	390	440	○		
		2時間以内(高齢者(65歳以上))	100	110	○		
		2時間以内(小人(18歳以下))	100	110	○		
		2時間以内(幼児)	0	0	○		
		2時間以内(障害者)	100	110	○		
		2時間以内(障害者(18歳以下))	0	0	○		
		2時間以内(幼児の付添者)	50	50	○		
		2時間以内(障害者の介護者)	0	0	○		
和室(10畳)	平日	午前 3時間	2,520	2,860	○		
	土日祝	午前 3時間	3,000	3,400	○		
	平日	午後 4時間	3,360	3,810	○		
	土日祝	午後 4時間	3,960	4,490	○		
	平日	1日	6,720	7,620	○		
	土日祝	1日	8,040	9,120	○		
和室(8畳)	平日	午前 3時間	2,160	2,450	○		
	土日祝	午前 3時間	2,520	2,860	○		
	平日	午後 4時間	2,880	3,260	○		
	土日祝	午後 4時間	3,360	3,810	○		
	平日	1日	5,760	6,530	○		
	土日祝	1日	6,840	7,760	○		
和室(4.5畳)	平日	午前 3時間	1,440	1,630	○		
	土日祝	午前 3時間	1,680	1,900	○		
	平日	午後 4時間	1,920	2,170	○		
	土日祝	午後 4時間	2,280	2,580	○		
	平日	1日	3,840	4,350	○		
	土日祝	1日	4,560	5,170	○		
茶室	平日	午前 3時間	2,400	2,720	○		
	土日祝	午前 3時間	2,880	3,260	○		
	平日	午後 4時間	3,120	3,540	○		
	土日祝	午後 4時間	3,720	4,220	○		
	平日	1日	6,360	7,210	○		
	土日祝	1日	7,560	8,580	○		
駐車場	世田谷公園、 羽根木公園	自動車1台30分以内	100	200	○		
	玉川野毛町公園、 次大夫堀公園	自動車1台30分以内	100	100 自動車1台20分 以内	○		
	二子玉川公園	自動車1台60分以内	300	200 自動車1台30分 以内	○		

公園施設(多摩川玉堤広場)

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者 が定める	その他
少年野球場			0	0			
庭球場	平日	1面1時間以内	650	750			
	土日祝	1面1時間以内	1,000	1,150			
サッカー場	平日	1面1時間以内	650	750			
	土日祝	1面1時間以内	1,300	1,500			
附帯設備	温室シャワー室	1回5分以内	100	100			
	駐車場	自動車1台30分以内	100	自動車1台20分以内			

ミニSL

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
ミニSL	18歳以下1回	50	50			
	大人1回	100	110			
	学齢に達しない者	0	0			

区立自転車等駐車場

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
自転車	屋根有	定期月額	一般	2,000	3,000		○	
			学生等	1,700	2,700		○	
			障害者	1,000	1,500		○	
			学生等障害者	850	1,350		○	
	屋根無	定期月額	一般	1,800	2,800		○	
			学生等	1,500	2,500		○	
			障害者	900	1,400		○	
			学生等障害者	750	1,250		○	
原動機付自転車		定期月額	一般	3,000	4,000		○	
			学生等	3,000	4,000		○	
			障害者	1,500	2,000		○	
			学生等障害者	1,500	2,000		○	
自動二輪車		定期月額	一般	10,000	12,270		○	
			学生等	10,000	12,270		○	
			障害者	5,000	6,130		○	
			学生等障害者	5,000	6,130		○	
自転車		1回	100	200		○		
原動機付自転車	日ぎめ	1回	200	400		○		
自動二輪車		1回	800	980		○		
自転車		24時間以内	300	600		○		
原動機付自転車	時間ぎめ	24時間以内	400	800		○		
自動二輪車		24時間以内	800	980		○		
自転車用回数券	日ぎめ券	12枚つづり	1,000	2,000		○		
原動機付自転車用回数券	日ぎめ券	12枚つづり	2,000	4,000		○		
自動二輪車用回数券	日ぎめ券	12枚つづり	8,000	9,810		○		

小学校、中学校(学校開放施設)

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
体育館	団体	学校休業日 1時間	320	410			
		平日 2.5時間	790	1,010			
	個人	大人 1回	130	160			
		小人(18歳以下) 1回	50	60			
		幼児 1回	0	0			
格技室		学校休業日 1時間	320	410			
		平日午後5時まで1時間	320	410			
		平日午後6時半以降2.5時間	790	1,010			
教室		1室4時間	260	330			
庭球場		1面1時間	850	1,080			
校庭		1時間	320	410			
夏季プール開放(一部の中学校)	大人	日中2時間	240	300			
	大人	夜間2時間	360	460			
	高齢者	2時間	100	120			
	小人(18歳以下)	2時間	100	120			
	幼児	2時間	0	0			
	障害者	2時間	100	120			
	障害者(18歳以下)	2時間	0	0			
	障害者の介護者	2時間	0	0			
温水プール (太子堂中、玉川中、烏山中、梅丘中)	大人	2時間(10月～5月1回)	480	540			
	高齢者		150	170			
	小人(18歳以下)		150	170			
	幼児		0	0			
	障害者		150	170			
	障害者(18歳以下)		0	0			
	障害者の介護者		0	0			
	大人	1時間	240	270			
	高齢者		80	90			
	小人(18歳以下)		80	90			
	幼児		0	0			
	障害者		80	90			
	障害者(18歳以下)		0	0			
	障害者の介護者		0	0			
	団体	1コース2時間	5,760	6,530			
中町ふれあいホール		平日 午前9時～正午	3,960	5,070			
		平日 午後1時～午後4時30分	6,600	8,460			
		平日 午後5時30分～午後10時	9,240	11,840			
		平日 午前9時～午後10時	15,840	20,300			
		土日祝 午前9時～正午	5,280	6,760			
		土日祝 午後1時～午後4時30分	7,920	10,150			
		土日祝 午後5時30分～午後10時	11,880	15,230			
		土日祝 午前9時～午後10時	19,800	25,380			
烏山中クライミングウォール	大人	1時間	360	460			
	小人(18歳以下)	1時間	150	190			

図書館(プラネタリウム)

(単位:円)

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
プラネタリウム	大人	一般投影	個人	400	520			
			団体(1人につき)	320	410			
		特別投影	上限	1,000	1,300			○ 教育委員会が その都度定め る
	小人(18歳以下)	一般投影	個人	100	130			
			団体(1人につき)	80	100			
		特別投影	上限	500	650			○ 教育委員会が その都度定め る

郷土資料館(集会室)

(単位:円)

区分	利用時間枠・単位	現行料金	1h単価	改定額	表示額は上限額		
			(行政財産使用料条例)		規則で規定	指定管理者が定める	その他
郷土資料館(集会室)	午前 3 時間	1,260	540	1,620			
	午後 3.5 時間	1,470		1,890			

《参考 2》施設使用料等の改正以外の改正内容を含む条例一覧

No.	条例	条例所管部	改正内容	
			項目	詳細
1	世田谷区立地区会館条例	総合支所	北烏山地区会館の廃止	北烏山地区会館の機能を至近にある寺町通り区民集会所へ移転し、跡地を障害者施設として活用するため北烏山地区会館を廃止する。
2	世田谷区立区民斎場条例	烏山総合支所	施設の有効活用	施設の有効活用の観点から、区民の葬儀に支障のない範囲で、葬儀以外での利用を可能とするよう、改正を行う。
3	世田谷区立世田谷美術館条例	生活文化政策部	生活保護受給者の観覧料減免	世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例の基本理念を踏まえ、世田谷区第4期文化・芸術振興計画に掲げる「誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実」の取組みとして、生活保護受給者の観覧料を免除する。
4	世田谷区立世田谷文学館条例	生活文化政策部	生活保護受給者の観覧料減免	世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例の基本理念を踏まえ、世田谷区第4期文化・芸術振興計画に掲げる「誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実」の取組みとして、生活保護受給者の観覧料を免除する。
5	世田谷区立区民会館条例	地域行政部	別表第4の3（附帯設備）の改正	玉川区民会館別館で今年度より区が貸出しを行っているドラムセット等の楽器類について、令和7年4月以降も、指定管理者が引き続き附帯設備として利用者に貸し出せるようにする等の規定の整備を行う。
			その他、規定の整備	条例に記載する1式を一式に改め、表記を統一する。
			前回条例改正と料金改定との整合	世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和5年12月世田谷区条例第68号）における改正後の別表第3（施設使用料）及び別表第4の2（施設利用料）について、改定後の料金に改正する。
6	世田谷区立区民農園条例	経済産業部	利用区画面積の見直し	利用待機者の縮減に向け、現行1区画あたり15㎡のみであるところ、新たに10㎡の区画を設け、あわせて料金区分を新設する。
7	世田谷区立公園条例	みどり33推進担当部	世田谷区立公園の新設	世田谷区立池尻北公園、世田谷区立桜丘農業公園、世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園及び世田谷区立給田六所神社通り公園を新設する。
			公園施設の設置等に係る使用料及び公園の占用料の改定	公園施設の設置等に係る使用料（売店や自動販売機の設置等）及び公園の占用料（電柱や公衆電話の設置、写真撮影等）は、固定資産税評価額などを料金算定の基礎としており、固定資産税評価額の評価替えの時期に合わせて、3年毎に見直しを行っている。令和6年1月に行われた固定資産税評価額の評価替えの結果を反映させるため、同使用料及び同占用料を変更する。
8	世田谷区自転車条例	土木部	商業施設等の駐輪場附置義務制度の見直し	現行制度の建物用途ごとの附置義務駐輪場台数と比べて、実際に店舗等に停まっている自転車の台数が用途によっては少ない実態を踏まえ、駐輪需要に即した附置義務駐輪場台数の改定を行う。